

平成18年9月14日 開会
平成18年9月26日 閉会
(定例第10回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第27号

平成18年第10回大山町議会定例会を次のとおり招集する

平成18年9月11日

大山町長 山口 隆之

1 日 時 平成18年9月14日 午前10時00分

2 場 所 大山町役場議場

○開会日に応招した議員

近 藤 大 介	西 尾 寿 博
吉 原 美智恵	遠 藤 幸 子
敦 賀 亀 義	森 田 増 範
川 島 正 寿	岩 井 美保子
秋 田 美喜雄	尾 古 博 文
諸 遊 壤 司	足 立 敏 雄
小 原 力 三	岡 田 聰
二 宮 淳 一	椎 木 学
野 口 俊 明	沢 田 正 己
荒 松 廣 志	西 山 富三郎
鹿 島 功	

○応招しなかった議員

なし

第 10 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 1 日)

平成 18 年 9 月 14 日 (木曜日)

議事日程

平成 18 年 9 月 14 日 午前 10 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 111 号 平成 17 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 112 号 平成 17 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 113 号 平成 17 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 114 号 平成 17 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 115 号 平成 17 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 116 号 平成 17 年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 117 号 平成 17 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 118 号 平成 17 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 119 号 平成 17 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 120 号 平成 17 年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 121 号 平成 17 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 122 号 平成 17 年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議案第 123 号 平成 17 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 124 号 平成 17 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 125 号 平成 17 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認

定について

- 日程第 19 議案第 126 号 平成 17 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 127 号 平成 17 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 128 号 平成 17 年度大山町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 129 号 平成 17 年度大山町索道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 議案第 130 号 大山町教育審議会条例の制定について
- 日程第 24 議案第 131 号 大山町大山辺地に係る総合計画の変更について
- 日程第 25 議案第 132 号 大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26 議案第 133 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 27 議案第 134 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 28 議案第 135 号 大山町御来屋漁村センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 29 議案第 136 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 30 議案第 137 号 平成 18 年度大山町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 31 議案第 138 号 平成 18 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 32 議案第 139 号 平成 18 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 33 議案第 140 号 平成 18 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 34 議案第 141 号 平成 18 年度大山町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 35 議案第 142 号 平成 18 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 36 議案第 143 号 平成 18 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 37 議案第 144 号 平成 18 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 38 議案第 145 号 平成 18 年度大山町索道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 39 総務常任委員会の調査結果の報告について
- 日程第 40 教育民生常任委員会の調査結果の報告について
- 日程第 41 経済建設常任委員会の調査結果の報告について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について

- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 111 号 平成 17 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 112 号 平成 17 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 113 号 平成 17 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 114 号 平成 17 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 115 号 平成 17 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 116 号 平成 17 年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 117 号 平成 17 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 118 号 平成 17 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 119 号 平成 17 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 120 号 平成 17 年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 121 号 平成 17 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 122 号 平成 17 年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議案第 123 号 平成 17 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 124 号 平成 17 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 125 号 平成 17 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 126 号 平成 17 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 127 号 平成 17 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 128 号 平成 17 年度大山町水道事業会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 22 議案第 129 号 平成 17 年度大山町索道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 議案第 130 号 大山町教育審議会条例の制定について
- 日程第 24 議案第 131 号 大山町大山辺地に係る総合計画の変更について
- 日程第 25 議案第 132 号 大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26 議案第 133 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 27 議案第 134 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 28 議案第 135 号 大山町御来屋漁村センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 29 議案第 136 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 30 議案第 137 号 平成 18 年度大山町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 31 議案第 138 号 平成 18 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 32 議案第 139 号 平成 18 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 33 議案第 140 号 平成 18 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 34 議案第 141 号 平成 18 年度大山町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 35 議案第 142 号 平成 18 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 36 議案第 143 号 平成 18 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 37 議案第 144 号 平成 18 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 38 議案第 145 号 平成 18 年度大山町索道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 39 総務常任委員会の調査結果の報告について
- 日程第 40 教育民生常任委員会の調査結果の報告について
- 日程第 41 経済建設常任委員会の調査結果の報告について
-

出席議員（21名）

1 番	近 藤 大 介	2 番	西 尾 寿 博
3 番	吉 原 美智恵	4 番	遠 藤 幸 子
5 番	敦 賀 亀 義	6 番	森 田 増 範
7 番	川 島 正 寿	8 番	岩 井 美保子
9 番	秋 田 美喜雄	10 番	尾 古 博 文
11 番	諸 遊 壤 司	12 番	足 立 敏 雄
13 番	小 原 力 三	14 番	岡 田 聰
15 番	二 宮 淳 一	16 番	椎 木 学
17 番	野 口 俊 明	18 番	沢 田 正 己

19番 荒松 廣志
21番 鹿島 功

20番 西山 富三郎

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小谷 正寿 書記 …………… 汐田 美穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	山口 隆之	助役 ……………	田中 祥二
教育長 ……………	山田 晋	代表監査委員 ……	椎木 喜久男
大山支所長 ……	河崎 博光	中山支所長 ……	田中 豊
総務課長 ……	諸遊 雅照	企画情報課長 ……	後藤 透
住民生活課長 ……	福田 勝清	税務課長 ……	野間 一成
地域整備課長 ……	押村 彰文	産業振興課長 ……	渡辺 収
水道課長 ……	小西 正記	福祉保健課長 ……	松岡 久美子
人権推進課長 ……	近藤 照秋	教育次長 ……	狩野 実
社会教育課長 ……	麴谷 昭久	幼児教育課長 ……	高木 佐奈江
観光商工課長 ……	福留 弘明	診療所事務局長 ……	中田 豊三
農業委員会事務局長 ……	高見 公治		

午前10時開会

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会・開議・議事日程

○議長（鹿島 功君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、平成18年第10回大山町議会定例会を開会いたします。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鹿島 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の署名議員は、会議規則第118条の規定によって、18番 沢田正己君、19番 荒松廣志君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鹿島 功君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。お諮りしま

す。本定例会の会期は、本日から9月26日までの13日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶもの有り〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月26日までの13日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（鹿島 功君） 日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局にありますので、閲覧してください。

本日までに受理した陳情は、お手元にお配りしました「陳情文書表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

次に、6月定例会において可決された意見書は、6月23日に関係方面へ提出いたしました。

次に、本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に、議員派遣については、お手元に配布した結果報告のとおり派遣いたしました。

次に、町長から政務報告並びに報告第10号 長期継続契約締結の報告についてまで報告の申し出があります。これを許します。町長。

○町長（山口 隆之君） それでは平成18年度9月定例議会におきます政務の報告を申し上げます。

6月定例議会以降における各種事務事業の取り組み状況についてその主なもののご報告をいたします。まず、総務課の関係でございます。

梅雨前線豪雨による町内の被災状況についてであります。中国地方に停滞していた梅雨前線の活動が活発化した7月16日から18日にかけて、鳥取県は局地的な豪雨に見舞われ、大山町塩津では、降り始めからの総雨量が437ミリにもおよびました。この豪雨により、町内各地で土砂崩れや住宅の浸水・田畑の冠水などの災害が発生し、道路や河川等の土木施設でおよそ8,000万円、大豆や白ネギなどの農作物や農道・水路等の農業用施設でおよそ1億2,000万円の大きな被害に見舞われました。

町では、大雨洪水警報の発令とともに、7月17日午前9時30分に災害警戒本部を設置し、職員58人体制による第1次配備に入りました。一旦は、雨も小康状態になりましたが、18日午後にはさらに雨脚が強まり、大規模な災害が予測されたため、午後4時20分に警戒体制・応急体制を強化するため、災害対策本部を設置いたしております。災害対策本部の設置とともに、第2次配備に移行し、本庁・支所職員82人が、深夜まで警戒にあたりました。

また18日夕方には、保健福祉センターなわに避難所の設置をいたしましたところ、

2世帯7人が自主的に避難をされて来ております。

被害の詳細につきましては、次のとおりであります。被害を受けられました皆さんには、謹んでお見舞い申し上げます。住宅被害は床下浸水が4棟、農林業被害は農作物の被害が大豆の冠水が7.2ヘクタール、白ネギの冠水が2.1ヘクタール、農地災害が田畑の法面の崩壊が66カ所、農業用施設は農道・水路・溜池ほか37件、土木被害は県道関係が高橋下市停車場線法面崩壊ほか4カ所、町道関係が東谷線法面崩壊ほか18カ所、河川関係が蛇の川・大谷川護岸崩壊ほか49カ所でありました。

次に、中山支所のまちづくり推進課の関係でございます。2006甲川溪流まつりの開催についてであります。8月6日日曜日、中山まちづくり実行委員会の主催で、町内外から150人の参加を得て開催いたしました。天候に恵まれ、魚のつかみ取り・バーベキュー・流しソーメン・竹細工作りと、日本百名谷のひとつで、自然豊かな「甲川渓谷」の探検を、多くの子どもたちに堪能してもらった一日となりました。

次に、財産区議会の開催についてであります。8月7日から10日までの4日連続で、中山財産区、上中山財産区、下中山財産区及び逢坂財産区議会の初議会を開催し、各財産区議会の議長・副議長の選挙及び関係条例・規則の整備を行いました。

次に、人権推進課関係でございます。まず、人権・同和教育推進者養成講座の開催について、各種団体における人権・同和问题学習活動のためのリーダーを養成し、活動の活性化を図ることを目的として、企業等を対象として2回、PTA等を対象として2回、計4回を7月・8月に開催いたしました。参加者数は述べ78人で、主として「参加型学習」について、熱心に受講していただきました。講座を終了された皆様には、この研修を契機として職場や組織での活躍を期待するものであります。

次、みんなの人権セミナーの開催についてであります。同和问题をはじめ、あらゆる人権問題の正しい理解と認識を深め、自分とのかかわりを考える機会とするとともに、人権・同和问题学習の推進と実践活動に向けた資質の育成向上を図ることを目的として、町民及び町内事業所勤務者等を対象に開催いたしております。本日までに、全日程7回の内、3回が終了し、参加者数は述べ194人となっております。

次に、福祉保健課関係であります。包括支援センター関係について報告いたします。介護保険制度の利用も定着してきましたが、その一方で高齢者及び認知高齢者の急速な増加により、保険利用者数も年々増大しています。中でも要支援や要介護1の軽度の人が増え、介護保険制度から給付される費用も増大しています。平成18年度に介護保険制度が大きく見直され、地域包括支援センターで、新予防給付の対象者として要支援1.2の方や高齢者の中から特に介護予防の必要な方を健診結果等から抽出し、介護予防プランを作成して介護予防事業を積極的に実施しております。今年4月に設置しました地域包括支援センターは、予防重視型で医師を中心に6名のスタッフで事業推進を行っております。事業の実施状況については以下のとおりであります。

次に、産業振興課関係についてであります。まず松くい虫防除事業について、松く

い虫特別防除事業（薬剤空中散布）は松林424ヘクタールを対象に、1回目を6月5日・6日に、2回目を6月19日・20日に実施し、地上作業を945万円で鳥取県森林組合連合会が、空中散布作業を619万5,000円で中日本航空株式会社が請負、実施いたしました。

次に、管理業務についてであります。高田工業団地公園管理業務委託を105万円で平成グリーン有限会社が、山香荘グラウンド管理業務委託を52万5,000円で名和林産有限会社が、高田工業団地草刈等業務委託を42万円で大山森林組合が請負施工中であります。

次に、中山支所ふるさと振興課であります。水産振興について、御崎漁港防波堤測量地質調査業務委託を651万円で株式会社ウエスコ米子支店が、御崎漁港防波堤設計業務委託を1,680万円で株式会社センク21鳥取事務所が請負施工中であります。

大山支所ふるさと振興課であります。水産振興について、平田漁港防波堤災害復旧工事測量設計業務委託を472万5,000円で株式会社ウエスコ米子支店が請負施工中であります。

次に、観光商工課関係であります。まずイベント等の実施について、第1回大山高原クロスカントリー大会であります。初めての取り組みとして豪円山スキー場内に特設コースを設け、クロスカントリー大会を開催しました。初めての、それも短期間の取り組みで不安な面もありましたが、県内外から約600名の参加をいただき、「大山の恵みからす天狗市」の臨時開催などと併せ、大変盛会のうちに終えることができました。現在整備中の全天候型トラックと併せて、大山への陸上合宿誘致に大きな弾みがついたものと考えております。

次に、大山夏まつりであります。大山参道振興会では、大山寺の参道を会場に、お盆期間には竹で灯籠をつくり献灯を行い、8月27日には大山烏天狗まつりを開催されました。これに併せて「大山の恵みからす天狗市」も出店しました。天候にも恵まれ、大変多くのお客様にお越しいただくことができ、大山のにぎわいを取り戻そうという取り組みが進んできております。

ほかにも各種イベントの実施、旅行事業者への働きかけ、県外でのPRなど積極的に大山町の売り込みを行っているところでございます。

次に、日本の名峰第3位について、NHK衛星放送の企画であります「日本の名峰」という番組で「おすすめの山50」を募集されたところ、視聴者の投票の結果、大山が富士山、槍ヶ岳に次いで第3位に選ばれるという大変嬉しいことがありました。これは、我が大山が地元の人だけでなく、広く全国の皆さんから愛されていることの現われであり、大山を核としたまちづくりの推進を一層進めていく必要があるとの認識を新たにしたところであります。

次に、工事の執行状況についてであります。大山運動広場全天候型走路整備工事

を、4,515万円でクリヤマ株式会社が請負、施工中であります。

続いて地域整備課関係でございます。町道改良事業、災害復旧事業について、町道中尾高橋線改良工事を307万5,450円で有限会社ナカヤマが請負、完了いたしました。

平成18年7月17日～19日の梅雨前線豪雨災害により準用河川、町道が被災をし、10月の災害査定に向け測量・設計を357万円でダイニチ技研株式会社に委託をし、現在作業中であります。

水道課関係でございます。まず、下水道関係について、庄内地区28工区管路新設工事を3,937万5,000円で船越建設株式会社が、高田工業団地舗装復旧工事を908万2,500円で有限会社西山建設が、庄内地区舗装復旧工事を1,407万円で株式会社平井組が、光徳地区農業集落排水事業管路施設(10工区)工事を4,200万円で株式会社大山緑化建設が、光徳地区農業集落排水事業管路施設(11工区)工事を4,483万5,000円で有限会社坂田建設が、光徳地区農業集落排水事業管路施設(12工区)工事を2,677万5,000円で有限会社八晃建設が、光徳地区農業集落排水事業管路施設(13工区)工事を4,011万円で有限会社松本建設が、光徳地区農業集落排水事業管路施設(14工区)工事を3,176万2,500円で有限会社ヤマダが、光徳地区農業集落排水事業管路施設(15工区)工事を2,310万円で有限会社権田工務店が、光徳地区農業集落排水事業管路施設(16工区)工事を5,355万円で株式会社所子建設が、光徳地区農業集落排水事業管路施設(17工区)工事を3,160万5,000円で平成グリーン有限会社が、光徳地区農業集落排水事業管路施設(18工区)工事を3,013万5,000円で有限会社西山建設がそれぞれ請負施工中であります。

次に水道関係でございます。光徳地区集排事業管路施設工事(13・14工区)に伴う水道管移転工事を1,903万6,500円で有限会社松本建設が、光徳地区集排事業管路施設工事(10・11・12・16・17工区)に伴う水道管移転工事を1,050万円で株式会社所子建設が請負施工中であります。

学校教育課関係でございます。まず、中学校国際交流事業について、名和中学校は7月25日から27日まで3日間の日程で来日した姉妹校の韓国大東中学校の生徒、PTA、教職員ら29名と日韓親善交流を行いました。

中山中学校は、8月7日から19日までの13日間の日程で、生徒4名、引率教員1名の計5名が姉妹都市アメリカ合衆国テメキュラ市を訪問し、ホームステイをしながら、姉妹校のマルガリータミドルスクール等と交流いたしました。

大山中学校は、韓国襄陽郡^{やんやん}交流事業において、8月8日から11日まで4日間の日程で

生徒10名が韓国襄陽郡^{やんやん}を訪問し、当地中学校生徒とホームステイ交流を行いました。

次に、ALT（外国語指導助手）についてであります。中山中学校ALTのジェフ・チョウ、名和中学校のジェームス・パーカーが、この7月で任期を終え、帰国しました。2学期よりALTは、エリザベス・オキャラハン、セーラ・ミーンレイ、アイエン・モーリーの3人体制となりました。3人のALTの契約期間はいずれも平成19年7月末迄となっております。

次に、社会教育課関係であります。まず子ども会リーダー研修事業について、7月27日・28日、1泊2日の日程で子ども会リーダー研修会を県立大山青年の家で開催いたしました。

町内小学校4年生以上を対象に募集をしたところ、定員80人が満員になる申込みがあり、参加した子どもたちは仲間づくり交流ゲーム、八橋警察署員からの生活指導、野外炊飯、カヌー体験等に積極的に取り組み団体活動の大切さ、リーダーとしての役割について学び体験活動の重要性を知る機会となりました。

次に、交流事業について、大山町・沖縄県嘉手納町人材育成交流事業は今年で19回となり、8月1日から3泊4日の日程で大山小学校6年生8人、大山西小学校8人と、今回初めて名和小学校2人、中山小学校2人、合計20人が参加をして実施しました。

嘉手納町では児童との交流、民泊家庭との交流、平和学習、自然体験を行い、参加した児童にはこの交流を通じて郷土に生きる自覚を認識し、友情と連帯の精神を養うことにより、将来の地域の人材を育成したいと思っております。

また、来年2月には嘉手納町からの訪問を迎えてスキー交流を実施し、さらなる交流を深め、両町の発展に寄与したいと考えています。

次に文化財整備についてであります。大山僧坊跡石垣等測量図面作成業務（大山旅館街地区）を、483万円でダイニチ技研株式会社が業務施行中であります。

次に、幼児教育課関係でございます。大山町子ども教育振興計画の策定について、本町の乳幼児期から児童期に至る子どもたちの教育と保育の基本的な考え方を示す「大山町子ども教育振興計画」を策定いたしました。策定に当たり、幼児教育の専門家や町内の関係者13人で構成した策定委員会では、現場からの意見や現状・課題を踏まえ、6月から3回の委員会を開き、9月12日に計画を定めました。計画のローガンは、「育て！心豊かでたくましいだいせんの子」です。計画の取り組みに当たっては、教育委員会部署、福祉部署などが連携し、家庭や地域の皆さんとともに推進いたします。

なお、10月からは家庭や保育・教育現場での具体的施策を明らかにするものとして、0歳児から小学校低学年までの保育と教育の到達目標と手だてを一覧表にした「子ども教育プログラム」の策定にかかります。現場の実務者を中心にした策定委員会を組織し、今年度中の策定を目指して協議を進めていきます。

最後に、企画情報課関係でございます。まず、だいせんファンクラブ交流会につい

て、ふるさとの情報を発信し、大山町のPRやイメージアップを図りながら、会員相互の交流と情報提供の場として「だいせんファンクラブ」交流会を9月1日金曜日午後6時から大阪市で開きました。交流会には、関西在住の会員48人と来賓4人、町議会議員5人、町長、助役をはじめ担当職員12人が参加。総勢69人が集まり、ふるさとの話や近況を交換しながら時を過ごしました。参加者からは、このような交流会の開催を望む声が多くありました。現在、大山地区出身者の会員がありませんので、新会員の勧誘に力を注ぎます。

また、交流会の翌日には鳥取県主催の「マーケットプレイス鳥取」が大阪千里中央で開かれ、「からす天狗市」が出店をいたしました。大山の特産品を大阪でアピールしてきたところであります。

次に、地域情報通信基盤整備事業についてであります。5月から始めました事業説明会は、7月15日に終了しました。第1回目の集約期限であります8月末現在の申し込み状況は、事業参加希望が90.4%、中海テレビ加入希望が83.1%でありました。第2回目の集約期限までには、事業参加を希望されない方への再確認作業を行いながら、より多くの方の事業参加を呼びかけてまいります。光ケーブルの敷設工事は、総務省の認可を待って着手することになります。9月下旬の認可を想定して準備作業を行っております。

次に、みくりやポートフェスティバル&さざえ祭2006についてであります。7月16日、日曜日「みくりやポートフェスティバル&さざえ祭2006」を開催しました。この催しがより一層広がりを持ち、町民の交流の機会になることをねらって、昨年に引き続き実行委員会が中心になって開催準備を進めました。当日は梅雨末期の悪天候でしたので、プログラムの変更を余儀なくされ、運営スタッフにとっては大変な苦勞でありました。しかし、雨天で客足が伸びない中、名物の「さざえご飯」は昨年同様1,000食が完売をし、このイベントの底力が感じられました。

来年度に向けた反省会を受けて、これまでの成果と課題をもとに、より充実したイベントとして町民の皆さんの期待に応えられるよう実行委員会での検討が始まりました。以上で政務の報告を終わります。

続きまして、報告第10号 長期継続契約の締結の報告について、本案は大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき大山町立大山学校給食センターの複写機他5件の賃貸契約及び保守契約を締結いたしましたので、議会にご報告するものであります。

契約の名称、契約の内容、契約の相手側、契約期間、契約金額につきましては、お手元に配布しております長期継続契約締結報告書のとおりであります。以上で報告第10号の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第111号～日程第22 議案第129号

○議長（鹿島 功君） 日程第4、議案第111号 平成17年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第22、議案第129号 平成17年度大山町索道事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、計19件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程をいただきました議案の提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第111号 平成17年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本案は、平成17年度大山町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して提案いたしておりますので、認定のほどよろしく願いたします。

決算の概要につきましては、決算書81ページの「実質収支に関する調書」に記載をしておりますが、歳入総額101億889万3,051円に対して、歳出総額98億9,949万2,822円で、歳入歳出差引額2億940万229円となっております。

このうち、翌年度へ繰越すべき財源（繰越明許費繰越額）は1,695万3,000円を控除いたしますと、この会計の実質収支額は、1億9,244万7,229円であります。

それでは、決算の内容について、歳入からご説明を申し上げます。

平成17年度大山町一般会計歳入決算額は、予算現額101億1,613万3,000円に対し、調定額102億4,314万6,147円、収入済額101億889万3,051円で、町税70万1,213円を不納欠損しておりますので、収入未済額は、1億3,355万1,883円となり、予算額に対して99.9%、調定額に対して98.7%の収入状況となっております。

第5款町税では、調定額16億1,660万7,435円に対して、収入済額は14億9,084万6,844円で、収入未済額は1億2,505万9,378円となっております。

収入済額の内訳は、第5項町民税5億3,689万7,049円、第10項固定資産税8億2,677万5,386円、第15項軽自動車税4,876万5,020円、第20項市町村たばこ税7,677万5,889円、入湯税163万3,500円であります。

収入未済額の内訳は、第5項町民税2,144万5,051円、第10項固定資産税1億107万2,403円、第15項軽自動車税254万1,924円ありますが、第5項町民税において4万4,253円、第10項固定資産税において65万6,960円、不納欠損をいたしております。

第10款地方譲与税は、2億2,876万円の決算額で、対前年度比20.6%の増

となっております。その収入内訳は、第5項所得譲与税6,878万8,000円、第10項自動車重量譲与税1億1,857万2,000円、第15項地方道路譲与税4,140万円であります。

第15款利子割交付金は、861万6,000円の決算額で、対前年度比37%の減となっております。

第16款配当割交付金は、315万9,000円の決算額で、対前年度比65.7%の増となっております。

第17款株式等譲渡所得割交付金は、492万3,000円の決算額で、対前年度比132.4%の増となっております。

第18款地方消費税交付金は、1億5,702万8,000円の決算額で、対前年度比8.8%の減となっております。

第20款ゴルフ場利用税交付金は、1,336万2,652円の決算額で、対前年度比5.7%の減となっております。

第25款自動車取得税交付金は、6,249万2,000円の決算額で、対前年度比4.4%の減となっております。

第30款地方特例交付金は、4,487万2,000円の決算額で、対前年度比12.7%の減となっております。

第35款地方交付税は、49億5,792万円の決算額で、対前年度に比べ、額で2億8,507万1,000円、率で6.1%の増となっております。その内訳は、普通交付税43億6,545万8,000円、特別交付税5億9,246万2,000円であります。この増額は合併市町村に対する特別交付税措置額と臨時財政対策債振替額の減による普通交付税措置額の増等によるものであります。

第40款交通安全対策特別交付金は、371万8,000円の決算額で、対前年度比3.1%の減となっております。

第45款分担金及び負担金は、1億96万3,472円の決算額であります。第5項分担金315万5,100円の主なものは、第30目農林水産業費分担金の新農業水システムセミハード事業等分担金であります。第10項負担金9,780万8,372円の主なものは、第15目民生費負担金の保育料9,597万3,344円であります。

第50款使用料及び手数料は、9,483万3,262円の決算額であります。第5項使用料6,792万7,501円の主なものは、第20目衛生費使用料のひかりが丘コミュニティプラント使用料334万274円、第30目農林水産業費使用料の農業者トレーニングセンター使用料255万6,006円、第40目土木費使用料の町営住宅使用料5,361万3,299円等であります。第10項手数料2,690万5,761円の主なものは、第10目総務費手数料の戸籍、窓口証明等の手数料1,232万8,111円及び第20目衛生費手数料の塵芥処理費手数料1,388万1,000円であります。

第55款国庫支出金は、4億1,801万8,363円の決算額であります。第5項国庫負担金1億6,423万2,575円の主なものは、第15目民生費国庫負担金の身体障害者及び知的障害者保護費負担金8,468万5,630円、児童手当負担金5,815万4,499円であります。第10項国庫補助金2億4,784万576円の主なものは、第10目総務費国庫補助金の合併市町村補助金6,615万円、第40目土木費国庫補助金の地方道路整備臨時交付金1億10万円及び公営住宅家賃対策等補助金1,261万4,000円、第50目教育費国庫補助金の大山学校給食センター及び大山中学校ランチルーム建設費補助金4,498万6,000円であります。第3項国庫委託金594万5,212円の主なものは、第15目民生費委託金の国民年金事務費委託金500万3,108円であります。

第60款県支出金は、5億9,005万3,731円の決算額であります。第5項県負担金1億4,682万238円の主なものは、第10目総務費県負担金の賦課徴収費県負担金1,272万1,200円、第15目民生費県負担金の保険基盤安定等負担金1億1,307万573円、児童手当負担金1,177万9,996円であります。第10項県補助金4億567万9,430円の主なものは、第10目総務費県補助金の合併支援交付金1,818万8,614円、第15目民生費県補助金の特別医療費補助金4,424万5,187円、在宅福祉事業費補助金3,824万4,230円、隣保館運営費等補助金2,412万8,000円、第30目農林水産業費県補助金の中山間地域等直接支払い制度補助金6,804万7,709円、二十世紀梨再生促進事業補助金2,346万2,000円、地籍調査事業費補助金3,210万円、森林病虫害等防除事業等補助金2,427万6,662円であります。第15項県委託金3,755万4,063円の主なものは、第10目総務費委託金の衆議院議員選挙費委託金2,456万2,911円、国勢調査費委託金805万7,000円であります。

第65款財産収入は、3,227万8,737円の決算額であります。第5項財産運用収入986万9,784円の主なものは、第1目財産貸付収入でコーナン商事株式会社、NTT等へ貸付いたしました土地建物貸付収入であります。第10項財産売払収入2,240万8,953円の主なものは、第2目不動産売払収入で、ファミリー株式会社、株式会社片木アルミニウム製作所等への土地売払収入であります。

第70款寄付金は、78万6,703円の決算額であります。この主なものは、第5項寄付金、第1目一般寄付金68万6,703円であります。

第75款繰入金は、4億3,242万8,393円の決算額であります。第5項特別会計繰入金2,178万2,393円の主なものは、第10目老人保健特別会計繰入金2,176万2,393円あります。第10項基金繰入金4億1,064万6,000円の主なものは、第10目減債基金繰入金5,800万円、第35目地域福祉基金繰入金1億円、第50目公共下水道事業推進基金繰入金4,048万8,000円、第55目集落排水事業推進基金繰入金2億1,215万8,000円で、公債費の軽減や地域

福祉活動の促進、公共下水道や集落排水施設整備等、特定の事業推進のため積立をしてきました基金の一部を取崩したものであります。

第80款繰越金は、1億4,361万3,264円の決算額であります。

第85款諸収入は、2億5,551万9,630円の決算額であります。第15項貸付金元利収入1億1,691万2,107円の主なものは、第35目商工費貸付金収入の中小企業小口融資貸付金元利収入6,472万4,107円及び同和地区小口融資貸付金元利収入1,140万1,000円、地域総合整備資金貸付金元利収入3,661万円であります。

第25項雑入1億3,843万2,159円の主なものは、第5目雑入の総務費雑入で、コミュニティ事業助成金750万円、主要地方道名和岸本線改良工事にともなう庄内地区集会所移転補償費878万4,475円、民生費雑入で、特別医療高額療養費戻入金1,985万2,844円、土木費雑入で、阿弥陀川橋梁架け替えにともなう補償費3,790万8,045円、消防費雑入で、御来屋東区防火水槽移転補償費400万3,618円であります。第90町債は、10億6,470万円の決算額であります。この主なものは、第5項町債、第10目総務債の臨時財政対策債4億4,890万円、情報基盤整備事業債6,710万円、第30目農林水産業債の県営畑地総合開発事業債2,720万円、農免農道整備事業債3,320万円、第40目土木債の報国羽田井線道路新設事業債1,180万円、臨時地方道整備事業債1億2,600万円、第50教育債の大山学校給食センター新築事業債2億9,440万円であります。

次に、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。平成17年度の一般会計歳出決算額は、予算現額101億1,613万3,000円に対し、支出済額98億9,949万2,822円で、予算現額に対します執行率は、97.9%であります。

第5款議会費は、予算現額1億75万5,000円に対し、1億26万7,092円の決算額で、執行率は99.5%であります。

第10款総務費は、予算現額12億6,043万6,000円に対し、12億3,473万5,388円の決算額で、執行率は98%であります。第5項総務管理費9億4,412万1,883円の主なものは、第1目一般管理費の大山支所防災行政無線設備移転工事3,44万4,000円、財政調整基金積立金1億円、第5目財産管理費の庄内地区集会所解体工事費424万7,250円、第6目企画費の情報通信基盤整備工事設計監理委託料7,266万円、大山振興計画策定業務委託料351万9,600円、中山間地域活性化事業補助金1,490万2,000円、第9目電子計算費のコンピューター保守等業務委託料2,467万3,299円、第11目公共交通対策費の地方バス路線維持対策等補助金2,607万6,880円であります。

このほか、第6目企画費において、中山間地域活性化交付金事業補助金480万円を翌年度に繰越明許いたしております。第10項徴税费1億9,078万5,301円の主なものは、第1目税務総務費のオルソ画像地形図作成業務委託料6,615万円、

公図管理システム作成業務委託料 840万7,350円であります。第20項選挙費 4,399万3,919円の主なものは、第5目町長及び町議会議員選挙費の1,842万270円、第9目衆議院議員選挙費の2,464万7,966円であります。

第15款民生費は、予算現額 20億7,958万5,000円に対し、20億2,159万6,119円の決算額で、執行率は97.2%であります。第5項社会福祉費 12億8,812万2,687円の主なものは、第1目社会福祉総務費の社会福祉協議会に対する福祉基金負担金 3,000万円、社会福祉協議会補助金 3,265万6,931円、特別医療費 1億1,842万7,604円、国民健康保険特別会計繰出金 1億5,557万1,095円、第2目社会福祉施設費の保健福祉センターだいせん管理委託料 2,800万円、いきいき倶楽部運営委託料 954万2,000円、第3目老人福祉費の老人施設入所措置委託料 2,594万1,916円、外出支援サービス事業委託料 753万500円、高齢者居住環境整備事業補助金 1,446万4,000円、高齢者能力活用人材センター補助金 500万円、介護保険事業特別会計繰出金 2億4,019万円、第5目同和対策費の住宅新築資金等貸付事業特別会計繰出金 1,697万6,899円、第7目障害者福祉費の知的障害者小規模作業所運営費補助金 1,276万円、知的障害者小規模通所授産施設運営費補助金 1,050万円、施設訓練支援費 1億5,354万8,200円あります。第10項児童福祉費 7億,306万1,432円の主なものは、第1目児童福祉総務費の放課後児童クラブ嘱託臨時職員等賃金 704万1,492円、第2目児童措置費の児童手当給付金 8,065万円、第5目保育所費の嘱託臨時職員等賃金 1億1,188万8,998円、広域入所委託料 1,740万540円、大山保育所屋根改修等工事費 2,501万1,000円あります。

第20款衛生費は、予算現額 9億1,093万6,000円に対し、8億9,979万8,998円の決算額で、執行率は98.8%であります。第5項保健衛生費 3億5,852万683円の主なものは、第2目予防費の各種予防接種、健康診査委託料 6,642万761円、老人保健特別会計繰出金 1億7,231万2,950円、第4目診療所費の国民健康保険診療所特別会計繰出金 2,069万1,356円あります。第10項清掃費 5億1,046万5,134円の主なものは、第2目塵芥処理費の廃棄物収集処理業務及びダイオキシン類測定分析業務等委託料 1億7,822万2,800円、焼却施設等補修工事費 1,170万7,500円、廃棄物の広域処理に係る西部広域行政管理組合負担金 1億3,904万6,000円、第3目し尿処理費のし尿の広域処理に係る西部広域行政管理組合負担金 7,731万9,000円、合併処理浄化槽設置補助金 1,913万6,000円、第15目上水道費の水道事業会計企業債償還補助金 2,174万4,744円、簡易水道事業特別会計繰出金 206万3,979円あります。

第30款農林水産業費は、予算現額 12億1,108万5,000円に対し、11億4,247万4,982円の決算額で、執行率は94.3%であります。第5項農業費 10億6,681万3,599円の主なものは、第3目農業振興費の中山間地域等直接

支払推進事業交付金 9,409万1,782円、二十世紀梨再生促進事業補助金 2,663万5,000円、チャレンジプラン支援事業費補助金 687万4,122円、第5目農地費の県営農業農村整備工事等 2,636万2,250円、県営畑地帯総合整備事業負担金 4,722万3,814円、農業集落排水事業特別会計繰出金 3億6,562万4,000円、第6目農業施設運営費の中山農業者トレーニングセンター屋根改修工事費 3,738万円、地域休養施設特別会計繰出金 1,174万522円、第7目地籍調査事業費の地籍測量調査業務委託料 3,048万8,850円であります。このほか、第5項農業費、第5目農地費の県営畑地帯総合整備事業費 1,560万5,000円、農免農道整備事業費 1,608万円、団体営基盤整備促進事業費 1,443万6,000円をそれぞれ翌年度に繰越明許いたしております。第10項林業費 3,677万5,548円の主なものは、第2目林業振興費の森林病虫害防除事業等委託料 2,367万5,211円、森林交付金 1,033万8,000円であります。第15項水産業費 3,888万5,835円の主なものは、第1目水産業振興費の漁業経営開始円滑化事業補助金 1,265万2,000円、漁業経営構造改善事業補助金 792万円、第4目漁港建設費の御崎漁港調査設計業務委託料 1,470万円であります。

第35款商工費は、予算現額 1億8,760万8,000円に対し、1億8,568万8,095円の決算額で、執行率は 99.0%であります。この主なものは、第5項商工費、第2目商工振興費の中小企業小口融資貸付金 6,472万4,107円、同和地区中小企業特別融資貸付金 1,140万1,000円、中小企業設備資金貸付金 117万7,000円、第3目観光費の大山町観光協会補助金 1,433万6,200円、街なみ協議会活動補助金 300万円、第4目企業誘致費のファミリー株式会社に売払いするため、県から購入しました用地取得費 1,469万7,000円であります。

第40款土木費は、予算現額 8億5,648万8,000円に対し、8億3,700万1,238円の決算額で、執行率は 97.7%であります。第10項道路橋梁費 3億9,625万9,010円の主なものは、第1目道路維持費の除雪作業委託料 2,186万3,769円、草刈等作業委託料 874万5,890円、町道維持補修工事費 1,757万1,750円、第2目道路新設改良費の町道末長押平線改良工事費 1億3,900万円、町道押平所子線改良工事費 1億1,632万2,150円、県道整備事業負担金 1,497万円あります。このほか、第10項道路橋梁費、第2目道路新設改良費の県道整備事業負担金 412万5,000円を、翌年度に繰越明許いたしております。第15項河川費 298万3,286円の主なものは、第1目河川管理費の急傾斜地整備事業負担金 295万円あります。第20項港湾費 521万2,500円は、第1目港湾管理費の県営逢坂港改修工事負担金であります。また県営逢坂港改修工事負担金 93万8,000円を、平成18年度に繰越明許いたしております。第25項住宅費 1,107万4,243円の主なものは、今在家団地給排水衛生設備等工事費 329万1,750円あります。第30項下水道費 3億3,350万6,000円は、第1目公共下水

道費の公共下水道事業推進基金積立金230万8,000円及び公共下水道事業特別会計繰出金3億3,119万8,000円であります。

第45款消防費は、予算現額3億4,313万円に対し3億4,112万1,171円の決算額で、執行率は99.4%であります。この主なものは、第5項消防費、第1目常備消防費の西部広域行政管理組合負担金2億8,105万円、第2目非常備消防費の消防団員報酬771万7,350円及び費用弁償1,391万8,300円、消防施設整備費等補助金563万9,425円、第3目消防施設費のひかりが丘、御来屋東区、御来屋南区防火水槽設置工事費1,083万750円であります。

第50款教育費は、予算現額14億3,039万5,000円に対し、14億303万5,997円の決算額で、執行率は98.1%であります。第5項教育総務費8,721万2,830円の主なものは、第3目教育振興費のスクールバス運転業務委託料1,312万6,256円、名和小学校校舎統合に係るスクールバス購入費1,326万7,695円であります。第10項小学校費3億1,308万9,019円の主なものは、第1目学校管理費の嘱託職員臨時職員等賃金2,214万9,152円、大山小学校耐震診断業務委託料1,207万5,000円、中山小学校大規模改修設計業務委託料2,516万5,824円、中山小学校プール改修工事費2,565万450円、庄内小学校仮設校舎建設工事費1,426万3,200円、大山西小学校スクールバス購入費690万円、30人学級協力金330万円、第4目小学校建設費の名和小学校統合校舎建設工事設計業務委託料4,960万720円あります。第15項中学校費5億6,786万4,999円の主なものは、第1目学校管理費の、大山中学校技術棟改築工事等設計監理業務委託料1,051万500円、名和中学校体育館屋根及びプール給水配管等改修工事費2,680万7,550円、第3目国際交流推進費の名和中学校と韓国釜山市大東中学校との国際交流補助金584万6,510円、第4目学校建設費の大山学校給食センター等改築工事設計監理委託料2,625万円、大山学校給食センター等改築工事費3億5,280万円あります。第20項社会教育費2億7,066万1,400円の主なものは、第1目社会教育総務費の文化産業祭イベント委託料203万4,000円、第2目公民館費の公民館事務室改修工事費134万7,150円、第5目文化財費の大山僧坊跡石垣等測量図面作成業務委託料294万円あります。なお、第5目文化財費で大山歴史の道整備活用事業費344万8,000円を、平成18年度に繰越明許いたしております。第25項保健体育費1億6,420万7,749円の主なものは、第1目保健体育総務費の大山高原マラソン大会補助金165万円、全国スポレク祭実行委員会補助金140万円、第2目体育施設費の大山野球場・名和野球場改修工事費1,118万2,500円あります。

第60款災害復旧費は、予算現額736万6,000円に対し735万7,240円の決算額で、執行率は99.9%であります。これは、第5項災害復旧費、第40目公共土木施設災害復旧費の町道滝坂線災害復旧工事費であります。

第65款公債費は、予算現額17億2,742万2,000円に対し、17億2,641万6,502円の決算額で、執行率は99.9%であります。これは、第5項公債費、第1目元金の14億9,324万8,160円、第2目利子の2億3,316万1,013円、第3目公債諸費の7,329円で、中山、名和、大山の旧3町で借入れをいたしました起債の元利償還金であります。

平成17年度における大山町の財政状況を決算統計に基づき申し上げますと、普通会計ベースで、経常収支比率89.9%、公債費負担比率20.8%、公債費比率19.8%、起債制限比率11.3%となっております。

以上、大山町一般会計の歳入歳出決算について、ご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、お手元に配付の平成17年度決算審査資料をご覧くださいますようお願いいたします。これで、議案第111号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分にしたいと思っております。

午前11時 休憩

午前11時15分 再開

○議長（鹿島 功君） それでは再開いたします。引き続き説明を求めます。

○町長（山口 隆之君） それでは、議案第112号 平成17年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成17年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算が確定したことにとともに、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をを求めるものであります。本会計の歳入歳出決算額は、歳入1,569万1,794円、歳出1,569万1,000円で、歳入歳出差引残額は794円となっております。

歳入につきまして、ご説明をいたします。第5款財産収入、第5項財産運用収入、第1目利子及び配当金2,485円は、土地開発基金から生じた利子であります。第10項財産売払収入、第1目不動産売払収入1,074万3,197円は、大山町国信536番地13外4筆、面積624.91㎡を隣接する3人の個人に売払いしたものであります。

第10款繰入金、第5項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金494万5,803円は、先ほどご説明しました国信536番地13外4筆の進入路整備を一般会計が行いましたが、その用地代金を一般会計から繰入れしたものであります。

第15款繰越金第5項繰越金第1目繰越金は、平成16年度からの繰越金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。第5款諸支出金、第5項公有財産取得費、第1目土地取得費1,569万1,000円は、歳入でご説明いたしました土地開発基金利子、不動産売払収入、一般会計繰入金を土地開発基金に積立するため、繰出した

ものであります。以上で、議案第112号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第113号 平成17年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

歳入の決算総額は422万9,148円に対し、歳出決算総額は、422万8,360円で歳入歳出差引残額の788円は平成18年度大山町簡易水道事業特別会計に繰越いたしております。

歳入について説明します。第10款使用料及び手数料収入の214万4,081円は水道使用料であります。

第20款繰入金の206万3,979円は一般会計繰入金であります。

第25款繰越金の2万1,087円は前年度繰越金であります。

第30款諸収入の1円は預金利子であります。

次に歳出についてご説明します。第5款維持管理費の255万5,161円は施設の維持管理に要する経費であります。

第15款公債費の167万3,199円は借入金の元利償還金であります。

第20款予備費からの支出はありません。以上で議案第113号の提案理由の説明を終わります。

議案第114号 平成17年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明をいたします。

決算額は、歳入総額が6,406万5,374円で、歳出総額は、6,398万1,542円で、歳入歳出差引残額8万3,832円であります。

歳入の主なものは、貸付金元利収入3,920万7,437円であり、歳出では公債費6,370万8,815円であります。よろしくご審議のうえ、ご認定いただきますようお願いいたします。以上で議案第114号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第115号 平成17年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。

歳入の決算総額1,959万4,697円に対し、歳出決算総額は1,311万3,547円で差引残額648万1,150円を平成18年度大山町開拓専用水道特別会計に繰り越しをいたしております。

歳入について説明します。第5款管理収入の収入済額の1,229万5,674円は、計量給水料収入であります。

第7款分担金及び負担金の10万8,653円は香取水源管理負担金収入であります。

第15款寄付金の20万円は開拓水道加入の負担金であります。

第20款繰越金の698万6,706円は前年度繰越金であります。

第25款諸収入の3,664円は預金利子と受託給水工事収入であります。

次に歳出について説明します。

第5款総務費の1,311万3,547円は水道施設の維持管理のために要した経費であります。

第90款予備費において支出はなく全額不用額となっております。以上で議案第115号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第116号 平成17年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成17年度の歳入歳出が確定したことに伴い地方自治法第233条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

山香荘は恵まれた大自然の中で、レクリエーションや多目的な研修の場として幅広く利用していただける拠点として、地元や県内外のお客様に好評をいただいております。現在では、合宿、研修を対象として宿泊料の値下げをおこない、合宿客の受け入れを中心とした経営に取り組んでいます。17年度の有料利用者数は1万1,832人で前年の1万1,222人に対して5%の増加となりました。

歳入の使用料及び手数料2,894万円の収入済額は施設使用料です。主なものは、宿泊1,630万円、休憩7万円、仕出し801万円、くれハウス・バンガロー206万円、売店自販機外225万円、屋外施設利用25万円であります。このうち前年度に比べ増額したものは、仕出しで95%の増額、これは経費削減のため仕出し料理を利用することとしたためです。

また大きく減額となったものは、一般利用者の減少にともない宿泊が10%の減、休憩と食堂は大きく減少いたしました。雑入の111万円は、確定申告を行いましたところ消費税の還付が発生したため計上いたしております。繰入金1,174万円は、一般会計繰入金で前年度に比べ額で836万円、率で41%の減であります。

次に歳出では、総務費4,180万円の支出済額は、施設管理費であります。公課費112万円はこの特別会計に対する消費税の支払額となっております。以上で、議案第116号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第117号 平成17年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明をいたします。

この会計は、高齢者や障害者の住宅を整備する資金の貸付事業の特別会計で、既に貸付事業を終了し、起債の償還も終了し、現在は貸付未収金の徴収に係る特別会計であります。

決算額は、歳入総額が2万461円、歳出総額が2万円で歳入歳出差引461円の収支残となっております。歳入の主なものについては、貸付金元利収入2万円であり、歳出の主なものについては、一般会計繰出金2万円であります。以上で議案第117号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第118号 平成17年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由の説明をいたします。

事業勘定におきまして、歳入の総額 20 億 6,067 万 1,707 円、歳出の総額 19 億 7,207 万 6,511 円となり、歳入歳出差引残額 8,859 万 5,196 円を翌年度に繰越しするものであります。

歳入から款をおって主なものを説明いたします。

第 5 款国民健康保健税の収入済額 6 億 656 万 7,551 円で、収納率は現年度分が 93.72%、過年度分が 13.11%であります。85 万 650 円不納欠損しており、収入未済額は 1 億 3,464 万 4,043 円であります。

第 10 款使用料及び手数料 12 万 8,480 円は、督促手数料であります。

第 15 款国庫支出金 7 億 2,706 万 8,754 円は、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金及び財政調整交付金であります。

第 20 款療養給付費等交付金 3 億 522 万円は、退職被保険者の医療費に係る交付金であります。

第 25 款県支出金 8,083 万 8,613 円は、高額医療費共同事業県負担金であります。

第 30 款共同事業交付金 5,653 万 2,402 円は、80 万円以上の高額医療費共同事業に係る交付金であります。

第 35 款財産収入 6,640 円は、積立預金利子であります。

第 45 款繰入金 1 億 5,557 万 1,095 円は、保険税軽減分、職員給与費等繰入金、出産一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金であります。

第 50 款繰越金 1 億 2,596 万 6,461 円は、前年度の決算による繰越金であります。

第 55 款諸収入 277 万 1,711 円は、交通事故による第三者行為の返還金が主なものであります。

次に歳出についてご説明をいたします。

第 5 款総務費 3,442 万 9,510 円は、職員給与費、電算共同処理に係る委託料、レセプト収納保管庫購入備品費、国保連合会負担金が主なものであります。

第 10 款保険給付費 14 億 3,518 万 310 円は、各種医療費及びその審査支払手数料、高額療養費、出産一時金、葬祭費に支出いたしております。保険給付費は一般で年間 1 人当たり 22 万 5,000 円、退職者で 32 万 6,000 円、老人で 60 万 5,000 円となっております。

第 15 款老人保健拠出金 3 億 822 万 8,015 円は、社会保険支払基金へ国保老人の負担金であります。

第 20 款介護納付金 1 億 2,219 万 8,265 円は、国保老人の介護給付費に係る社会保険支払基金への負担金であります。

第 25 款共同事業拠出金 4,525 万 919 円は、高額医療費共同事業の負担金であります。

第30款保健事業費1,905万7,640円は、医療費通知作成委託料、人間ドック委託料、総合健康づくり事業に係る賃金、需用費、委託料が主なものであります。

第45款諸支出金773万1,852円は、保険税の還付金及び前年度実績に伴う補助金の償還金であります。以上で議案第118号の提案理由の説明を終わります。

議案第119号 平成17年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由の説明をいたします。

本案は、名和診療所、大山口診療所、大山口リハビリセンター、大山診療所の4つの直営診療所の施設勘定決算であります。

歳入総額4億9,480万4,278円、歳出総額4億366万1,827円で、差引残額9,114万2,451円となっております。

歳入から主なものを説明いたします。

第5款診療収入3億7,692万25円は、入院・外来の診療報酬収入及び一部負担金収入が主なものであります。

第10款使用料及び手数料1,607万933円は、文書料、健康診断料及び予防接種手数料であります。

次に歳出について説明をいたします。

第5款総務費2億2,705万1,894円は、職員手当等の人件費、派遣医師の報償費、医療事務委託料及び大山診療所施設管理委託料が主なものであります。

第10款医業費1億5,323万8,423円は、医薬品代金、各種検査委託料及び医療機器の借上料であります。以上で議案第119号の提案理由の説明を終わります。

続いて、議案第120号 平成17年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。

本会計の歳入総額及び歳出総額は、それぞれ23億4,945万2,505円で残額は0円であります。

第5款 支払基金交付金13億4,018万9,056円は、社会保険診療報酬支払基金から老人医療費に係る交付金と審査支払手数料交付金であります。

第10款国庫支出金6億6,662万8,773円は、医療費に係る国庫負担金であります。

第15款県支出金1億7,030万7,499円は、医療費に係る県負担金であります。

第20款繰入金1億7,231万2,950円は、医療費に係る町負担分を一般会計から繰入れしたものであります。

次に歳出について説明いたします。第5款医療諸費23億2,555万2,403円は、医療給付費・医療支給費及び審査支払手数料であります。

第10款諸支出金2,390万102円は、前年度実績に伴う交付金の償還金と一般会計からの繰入分を繰出し返納したものであります。以上で議案第120号の提案理

由の説明を終わります。

次に、議案第121号 平成17年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本会計におきまして、歳入総額16億1,158万6,828円、歳出総額15億9,991万1,435円で、歳入歳出差引1,167万5,393円の残額となっております。

歳入から款をおってご説明をいたします。

第5款介護保険料の収入済額は、2億2,599万4,211円、収入未済額は405万4,352円で収納率は98.24%であります。

第10款使用料及び手数料 2万5,760円は督促手数料であります。

第15款国庫支出金4億3,567万2,009円は、介護給付費に係る国庫負担金及び調整交付金が主なものであります。

第20款支払基金交付金4億9,676万9,418円は、第2号被保険者の納付保険料が介護給付費交付金として交付されたものであります。

第25款県支出金1億9,713万5,381円は、介護給付費の県負担金として交付されたものであります。

第30款繰入金2億4,019万円は介護給付費に係る町負担分及び職員給与費等を一般会計から繰入したものであります。

第35款繰越金1,579万2,644円は前年度決算によるものであります。

第40款諸収入7,405円は、介護保険認定調査の受託料が主なものであります。次に歳出について、ご説明いたします。

第5款総務費4,269万967円は、職員の人件費、電算処理業務委託、介護認定時の主治医意見書作成委託料及び、介護認定審査会負担金が主なものであります。

第10款保険給付費15億4,890万8,201円は、介護サービス等諸費、低所得者の方を対象とした特定入所者介護サービス費、軽度の方を対象とした支援サービス等諸費及び高額介護サービス等費に支出しております。

第15款財政安定化基金拠出金142万8,867円は、鳥取県財政安定化基金に拠出したものであります。

第20款公債費680万3,000円は、鳥取県財政安定化基金からの借入金の償還金であります。

第25款諸支出金8万400円は、第1号被保険者の死亡及び転出に伴う介護保険料の還付金であります。以上で議案第121号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第122号 平成17年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由の説明をいたします。

本案は、大山診療所の介護保険サービス事業施設勘定決算であります。

歳入総額3,170万8,346円、歳出総額3,160万5,102円で、差引残額

10万3,244円となっております。

歳入から主なものを説明いたします。

第5款サービス収入3,169万9,602円は、介護給付費収入及び一部負担金収入であります

次に歳出について説明をいたします。

第5款総務費1,409万3,185円は、大山診療所の療養病床9床分の管理・運営委託料であります。

第10款サービス事業費1,751万1,917円は、看護師等嘱託職員の人件費であります。以上で議案第122号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第123号 平成17年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

歳入の決算総額9億4,128万2,707円に対し、歳出決算総額は9億4,113万3,620円で歳入歳出差引残額14万9,087円は平成18年度大山町農業集落排水事業特別会計に繰越いたしております。

歳入について説明します。

第5款分担金及び負担金の64万5,000円は加入負担金であります。

第10款使用料及び手数料の8,749万9,434円は下水道使用料であります。

第15款県支出金の2億351万5,000円は光徳地区農業集落排水事業に対する補助金であります。

第25款繰入金の3億6,562万4,000円は一般会計からの繰入金であります。

第30款繰越金の8万9,550円は前年度繰越金であります。

第35款諸収入の3,640万9,723円は消費税還付金と県道改修並びに高規格道路関連の下水管移転補償費が主なものであります。

第40款起債の2億4,750万円は当会計事業費に充当しております。

次に歳出についてご説明します。

第5款事業費の5億8,772万7,977円は処理場等の施設管理と光徳地区の農業集落排水施設建設に要した経費であります。

第10款公債費の3億5,338万6,993円は起債の元利償還金であります。

第15款諸支出金の1万8,650円は下水道使用料の過誤徴収の還付をおこなったものであります。

第90款予備費での支出はなく全額不用額といたしております。以上で議案第123号の提案理由の説明を終わります。

続いて、議案第124号 平成17年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

歳入の決算総額11億1,038万9,998円に対し、歳出決算総額は11億1,019万2,197円で歳入歳出差引残額19万7,801円は平成18年度大山町公共

下水道事業特別会計へ繰越いたしております。

歳入についてご説明します。

第5款分担金及び負担金の4,618万8,000円は加入負担金であります。

第10款使用料及び手数料の8,674万3,649円は下水道使用料であります。

第15款国庫支出金の2億8,895万円は公共下水道事業に対する補助金であります。

第20款繰入金の3億3,119万8,000円は一般会計からの繰入金であります。

第25款繰越金の96万9,495円は前年度からの繰越金であります。

第30款諸収入の1,244万854円は預金利子と消費税還付金が主なものであります。

第35款町債の3億4,390万円は当会計事業費に充当いたしております。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款総務費の7億8,850万7,108円は処理場等の施設管理と名和地区と中山地区の公共下水道工事等に要した経費であります。

第10款公債費の3億2,162万9,089円は起債の元利償還金であります。

第15款諸支出金の5万6,000円は下水使用料の過誤徴収の還付を行ったものであります。

第90款予備費は支出がなく全額不用額としております。以上で議案第124号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第125号 平成17年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成17年度大山町風力発電事業歳入歳出決算について地方自治法第23条第3項の規定により議会の認定を求めるものであります。

歳入の決算総額4,963万8,759円に対し、歳出決算総額は、2,589万3,236円で、歳入歳出差引残額は、2,374万5,523円であります。

歳入についてご説明いたします。

第5款県支出金158万7,870円は、事業に着手しました平成15年度、平成16年度に借入れしました起債償還利息317万5,741円の利子補給補助金であります。

第10款繰越金334万9,502円は、前年度繰越金であります。

第15款諸収入4,470万1,387円は、本会計の預金利息315円、売電収入2,378万6,562円、損害保険料957万6,000円、消費税還付金1,133万8,510円であります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款総務費2,271万7,495円は、電気主任技術者賃金143万円、落雷で損傷した機器の復旧に要した修繕料957万6,000円、保守点検業務委託料367

万5,000円、テレビ電波障害対策工事費612万2,550円、維持管理に係る電気料金、通信経費等154万4,592円が主なものであります。

第10款公債費317万5,741円は、起債償還金利子であります。以上で、議案第125号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第126号 平成17年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成17年度大山町温泉事業特別会計の決算認定をお願いするものであります。

なかやま温泉「ゆーゆー倶楽部ナスパル」は良好な泉質と手頃な入浴料金が好評で、多くの入湯客にお越しをいただいておりますが、残念ながら若干ずつではあります、客数が減少しているのが現状であります。平成17年度の年間入館者数は9万3,234人で、前年度の9万5,494人に対し、2.4%の減少となりました。これは開館して6年経過し、周辺客が主力であるという性格により、新規客が減少傾向に陥ったものと考えております。

決算内容であります、歳入の収入済み額合計が3,983万3,955円、歳出の支出済み額合計が3,969万6,509円、歳入歳出差し引き13万7,446円を平成18年度に繰り越すことになりました。

歳入の内容ですが、温泉の入浴料が中心の使用料3,763万9,723円が主なものであります。

歳出では、温泉運営に要する職員の給料、賃金等人件費が、約2,200万円、燃料費・光熱水費が約957万円、施設の修繕費が約140万円、委託料約237万円が主なものであります。以上で議案第126号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第127号 平成17年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由の説明をいたします。

この会計は、分譲宅地「ナスパルタウン」「御来屋団地」「東岡山団地」の維持管理、販売を行う会計であります。

歳入の決算総額1億4,038万5,349円に対し、歳出の決算総額4,746万6,351円で、差引残額9,291万8,998円を翌年度に繰り越すものであります。

多額の繰越の大きな要因は、「ナスパルタウン」の起債元金償還が平成16年度まで据置期間であったため発生せず、土地の売り払い収入が積み重なったことによるものであります。

歳入についてご説明いたします。

第5款財産収入5,018万6,200円は、土地売り払い収入であり、内訳は「ナスパルタウン」7区画4,036万4,200円、「御屋団地」1区画458万7,000円、「東岡山団地」1区画523万5,000円であります。

第15款繰越金8,975万7,525円は前年度繰越金であります。

第20款諸収入44万1,624円は町預金利子1,962円と雑入として消費税の還付金43万9,662円を受け入れたものであります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款宅地造成事業費44万6,484円の主なものは、ナスパルタウン内防災調整池の進入路整備工事費26万4,050円と分譲地の維持管理委託料45万85円及び紹介者への謝礼金など販売促進費9万2,574円であります。

第10款公債費4,299万9,867円は、起債の元金償還金3,755万円と利子償還金54万4,986円であります。以上で議案第127号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第128号 平成17年度大山町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

初めに業務の状況でございますが、給水栓数で5,585栓、給水人口は、1万6,606人、給水年間配水量は、184万59立方メートルを供給し安定した給水を行いました。また、給水量では、157万2,223立方メートルを供給し、一戸当たりの月平均使用料は23.6立方メートルとなっております。

経理の状況につきまして、決算報告書の1ページの収益的収入及び支出の収入、第1款水道事業収益で2億4,969万2,588円、支出の第1款水道事業費用では2億6,864万9,584円となっております。

次に、資本的収入及び支出の資本的収入では、水道管の移転補償費として負担金が8,503万1,768円と企業債の元金償還補助として補助金が1,585万7,915円で、第1款資本的収入合計が1億88万9,683円、資本的支出では、下水道工事等による建設改良費が1億460万9,106円と企業債の元金償還金が8,155万1,958円で、第1款資本的支出合計が1億8,616万1,064円となり、資本的収支の不足する額8,527万1,381円は過年度分損益勘定留保資金で補てんを致しております。

続いて収益的収支の詳細についてであります。決算書の5ページ収益費用明細書により説明をいたします。

第1款水道事業収益の中の営業収益で主なものは、水道使用料で2億1,453万7,854円、その他営業収益の他会計負担金の874万1,037円は消火栓維持管理負担金、開拓専用水道管理負担金等であります。

次に、営業外収益の他会計補助金1,100万4,899円は、水道拡張事業等の企業債の利息の補助を受け入れたものであります。

続いて第1款水道事業費用であります。営業費用の原水及び浄水費の委託料342万9,235円は水質検査料金、動力費の1,414万7,716円は水源地等の電力料であります。

次に、配水及び給水費については職員3名分の給料、手当等と委託料401万1,

534円についてはメーター検針の委託料、修繕費の1,524万7,692円につきましては配水管、給水管など施設の修理代であります。

次の受託工事費の修繕費146万2,000円につきましては消火栓配水管の移転費用であります。

続いて、総係費につきましては、職員3名分の給料、手当等と減価償却費7,507万8,730円は、建物、構築物などの減価償却費で、資産減耗費の固定資産除却費2,406万1,803円は下水道事業、道路改良などによる配水管の除却費であります。

続いて、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利子6,553万5,698円は財務省と公営企業金融公庫への企業債の利息で、次の特別損失の137万1,600円は旧名和地区簡易水道会計の平成16年度分の消費税などを支払いいたしております。

最後に、決算書の2ページの上の段の平成17年度損益計算書で、当年度の純損失を2,770万1,166円計上しております。上水道区域の料金改定も視野に入れ、安全な水の供給を計りたいと思っております。以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第129号 平成17年度大山町索道事業会計決算の認定について提案理由の説明をいたします。

平成17年度は、12月23日のスキー場開きに先立ち、12月17日からリフト営業を開始し、その後も例年になく積雪に恵まれ、3月26日まで、前年度より12日多い100日間の営業となりました。12月及び1月の前半は好調でしたが、全国的な豪雪の風評や隣県のスキー場での事故等の影響もあり、1月後半から急激に入り込みが減少し、特に3月は危機的な状況となりました。

大山スキー場全体の入り込み客数は、22万387人対前年度比95.9%で、売上げの対前年比は91.9%、本町索道事業の売上げは対前年度比93.2%となりました。これは営業日数は増えたものの、入場者の減少、各種割引等による客単価の減により、売上げ額が大きく減少したものと考えております。

決算の内容は、索道事業収入が1億6,124万4,000円、食堂部門であります附帯事業収入が3,800万8,000円で、対前年度比3,415万円の減収となりました。

一方支出は、索道事業費用が1億5,010万円、附帯事業費用が4,528万2,000円で、諸経費の節減に努めた結果、前年度に続き黒字決算となり、税抜きで386万9,000円の純利益となりました。

以上により、翌年度繰り越し欠損金は5億8,554万円、長短期の借入金は無しとなっております。この財源は、過年度損益勘定留保資金で補填いたしております。

以上、平成17年度決算について、その概要を申し上げましたが、詳細は決算書のとおりであります。

全国的にスキー場経営は大変厳しい状況にありますが、イベント・広告宣伝の充実、

更なる費用の節減等により引き続き黒字経営を目指す考えでございますので、よろしくお願いたします。以上で129号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 5 5 分 休憩

午後 1 時 2 2 分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。決算に関する議案について提案理由の説明が終わりましたので、監査委員の審査報告を求めたいと思います。代表監査委員 椎木喜久男君。

○代表監査委員（椎木 喜久男君） ただいま平成17年度の大山町歳入歳出決算の審査についての意見を述べよということでございますので、皆さんのお手元に配布しております平成17年度の大山町歳入歳出決算審査意見書を見ていただきたいと思います。その別紙にしたがってご報告申し上げたいと思います。

まず、始めに平成17年度大山町歳入歳出決算審査意見書、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された、平成17年度大山町一般会計、及び各特別会計の歳入歳出決算及び地方自治法第241条第5項の規定により審査に付された基金の運用状況について審査したので、下記のとおり意見を付します。

第1に、審査の概要でございますが、1として審査の対象としたものは、(1)の平成17年度大山町一般会計歳入歳出決算、2以下から17にわたる16の特別会計に及んでおります。細かい数字につきましては、先ほど来町長さんの方から款項目について詳しく述べられましたので、私の方ではどういうことをやったのかということ、意見の中をかいつまんでご報告いたしたいというふうに思います。

はぐっていただきますと、審査の期間でございますが、平成18年7月31日から8月9日までのうちの6日間行いました。審査の場所は、大山町役場議会図書室、審査の出席者並びに説明者は、尾古博文監査委員、そして私、助役さん、会計課長さん、各課長さん並びに関係職員の応援を求めまして説明をいただきながら行いました。

審査の方法ですが、この決算審査にあたっては、町長から提出された歳入歳出決算書及び事項別の明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について行いました。

(1)といたしまして、決算計数は、正確で誤りはないか。(2)予算の執行は、関係法令等に基づき効果的かつ的確にされているか。(3)といたしまして収入支出事務は、関係法令等に基づき適正かつ計画的、効率的に処理されているか。(4)財産管理及び主要事業の各状況について、それぞれの関係諸帳簿及び証憑書類との照合その他必要と認める関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、併せて別途実施した例月出納検査をも勘案し、慎重に審査をいたしました。

審査の結果でございますが、1といたしまして、決算計数について、審査に付された一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書、その他の書類は、関係法令に準拠して

調整されており、計数も誤りは認められず決算は適正に表示されているものと認められました。なお、財産に関する調書の計数についても誤りは認められず、適正に管理運営されているものと認めました。

第2、執行状況でございますが、平成17年度は合併1年目であり、旧町の事業を引き継いだ予算が計上、執行されている。

次に第3ですが、会計別の執行状況でございますが、先ほど申しあげましたように町長さんの方から詳しく説明がありましたので、数値的なことについては申しあげませんが、この中でただ今回特記したいと思っておりますのは、町税が現年分滞納繰越分としても、徴収率が前年度を上回っており、担当課の努力に敬意を表します。その他たくさん、そういった傾向が見られて大変いい傾向だと思っております。徴収率が前年度比べてみますと、かなり上回ってきている項目がたくさん出てまいりました。歳出については記載してあるとおりでございますので、見ていただければというふうに思います。

次に5ページいきたいと思っております。第4資金運用状況について、平成17年度における一般会計及び特別会計の収支実績及び資金運用の状況は、別途実施した例月出納検査をも勘案し、適正に行われているものと認めました。

第5財産管理の状況についてでございますが、町有財産は、公有財産、物品、債権、基金に大別され、財産に関する調書（平成18年3月31日現在）のとおりであり、適正に管理されているものと認めました。

第6主要事業の執行状況について、主要事業は鋭意、適切に執行されているものと認めました。

第7指摘事項についてでございますが、(1) 農業集落排水・公共下水道の接続率の向上を強力に推進されたい。接続率をあげて、一般会計からの繰入金を押さえること。また、合併浄化槽の基本的考えをPRすること。(2) 老朽化の進んだ施設については早めに修理を行い、安全対策を講じられたい。(3) 未収対策を積極的に行なうこと。特に今年度未収が急に増えた町営住宅家賃や軽自動車税は、原因を究明し未収が発生しないようにすること。また、住宅新築資金等の連帯保証人の書き換えなどが必要なものは早急に行なうこと。(4) 水道料金はできるだけ早く統一した料金を設定すること。また簡易水道は将来的展望にたって町水道に加入するよう対策を検討すること。(5) 町道等の定期的な管理点検を行なうこと。(6) 旧大山のクリーンセンターの撤去対策を速やかに行なうこと。等を指摘しておきます。

なお、別表で掲げておりますが、平成17年度大山町一般会計の歳入歳出の決算の状況、平成17年度大山町の特別会計の歳入歳出の状況、それから第3に別表3で平成17年度の滞納状況を記載しておりますので、これらをみていただきたいというふうに思います。

続きまして平成17年度大山町水道事業会計決算審査について申し上げたいと思

ますが、事業会計の中で水道事業と索道会計がありますので、この2点についても意見書を出しておりますので、これについてご報告申し上げたいと思います。

平成17年度大山町水道事業会計決算審査意見について、平成17年度大山町水道事業会計決算並びに関係書類を審査しましたので、その結果について意見を付します。

平成17年度大山町水道事業会計決算審査意見書、審査の概要につきましては、平成18年7月12日下記の決算書及び関係諸帳簿を審査し、予算の執行状況が議決の趣旨に則し、効率的かつ合理的に行われているか等について検討を加えつつ慎重に審査した。その結果、決算計数は諸帳簿と合致し、計算に誤りはなく、いずれも正確であることを認めました。以下、計数につきましては、先ほど来申し上げておりますように、町長さんの方から詳しく説明がございましたので省きたいと思いますが、その中で特に気にかかったことがありますので、申し上げておきたいと思いますが、年間の配水量と有収率のこと、有収水量との差がありまして、その有収率というのを出示してみますと、現段階では町長さんが説明されましたように、85.4%でございますが、各旧町、支部で見ますと中山が80.7%、名和が82.2%、大山が91.9%というような有収率になっておりますので、これらについては今後、何故こういうことになったのかということ进行调查する必要もあるし、まあいろんな原因が考えられますけれど、そういったことをできるだけ、この有収率を上げるということが必要かと思えます。まあ単純に言いますと26万9,836立米がですね、ロスが出ている。それを単純に140円掛けますと、3,749万7,040円という数字がロス、いわゆる下っていると。この1割くらいは当然ロスがあるものと思えますけれど、そういったようなことを考えますと非常に大きな数字になるというふうに見受けました。

今後、水道料金経営の見直しを図るとともに一層の徴収努力をされるよう意見を付して、平成17年度大山町水道事業会計決算審査の意見とします。

引き続きまして、大山町の索道事業の方の決算に移りたいと思います。平成17年度大山町索道事業会計決算審査意見について、平成17年度大山町索道事業会計決算書並びに関係書類を審査しましたので、その結果について次のとおり意見を付します。

平成17年度大山町索道事業会計決算審査意見書、審査の概要は、平成18年7月10日に、下記の決算書及び関係諸帳簿を審査し、予算の執行状況が議決の趣旨に則し、効率的かつ合理的に行われているか等について検討を加えつつ慎重に審査した。

その結果、決算計数は諸帳簿と合致し計算に誤りはなく、いずれも正確であることを認めた。

審査の書類ですが、平成17年度大山町索道事業会計決算書類、平成17年度大山町索道事業会計決算附属書類等見させていただきました。その結果は結びに書いておりますけど町長さんからもありましたようにいったとおりでございますので、見ていただければと思います。ただ、現在の状況では、入り込み客数の急増は望めないが、さらに経営努力を進め、収益向上に努められるように意見を付して平成17年度大山

町索道事業会計決算審査の意見とします。以上で決算審査の意見を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（鹿島 功君） 監査委員さんには、大変お世話になりました。ありがとうございます。

日程第 23、議案第 130号～日程第 38、議案第 145号

○議長（鹿島 功君） 日程第 23、議案第 130号 大山町教育審議会条例の制定についてから日程第 38、議案第 145号 平成 18年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 1号）についてまで、計 16件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第 130号から議案第 145号までの提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第 130号 大山町教育審議会条例の制定について提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山町の幼児教育、学校教育、社会教育等における主要な課題を審議をし、大山町教育のさらなる進展を図るため、町内外の学識経験者等による審議会を設置するものであります。

審議会は、教育委員会又は町長の諮問に応じて、幼児教育、学校教育、社会教育それぞれの重要事項について調査審議をし、教育委員会または町長に建議することとし、事務局を教育委員会事務局に置くことといたしております。この条例は平成 18年 10月 1日から施行することといたしております。

以上で議案第 130号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 131号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更について提案理由の説明をいたします。

本案は、平成 18年 3月 30日に議決をいただいておりますが、整備に要する経費の見直しとその財源内訳に変更が生じたので提案するものであります。

この事業は、大山の気候、標高がスポーツ合宿地として注目を集めていることに着目し、多くのスポーツ関係者に活用されることによって、大山の知名度をより一層高め、鳥取県西部地域はもとより県域を越えた観光資源として位置づけて補助金の申請をしてまいりましたが、採択に至らず補助事業を断念し、単独事業として取り組むことに変更するものであります。また、現時点での事業費の確定に伴い事業費を見直すものであります。以上で、議案第 131号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第 132号 大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

本案は、ごみの減量化の一層の推進、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性、平等性の確保、ごみ処理経費に係る財源確保の観点から一般廃棄物処理手数料を改正し、

ごみ有料化の導入を図るため大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものであります。

主な改正事項は、現在ごみ袋を各家庭に一定の枚数を無料配布をしておりますがこれを廃止し、有料で購入していただくこととするものであります。この条例は平成19年1月1日から施行することといたしております。以上で議案第132号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第133号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

先の国会で医療費適正化の総合的な推進などを柱とした「健保法等改正案」が成立しました。その中で公的保険給付の内容・範囲の見直しをすることになっていきます。

今年度10月から70歳以上の国保被保険者で、所得が現役並みの方の自己負担限度額を現行の2割を3割に改正することになり、また、現金給付の見直しで、出産一時金を現行の30万円から35万円に上げる改正がなされました。

健保法等改正に伴い、国民健康保険条例の一部を同様に改正いたしたく提案するものであります。以上で議案第133号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第134号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

先の国会で「健康保険法等の一部を改正する法律案」が可決され、本年10月から療養病床に入院する70歳以上の高齢者は、生活療養に要する費用、食費と居住費であります。これを負担することになります。

介護療養型医療施設においては、既に昨年10月から生活療養に係る費用の見直しが実施され、当該費用は自己負担となっております。

今回の医療保険改正の目的は、介護保険における見直しと、医療機関を利用した場合の負担格差を是正することにより、療養病床に入院する70歳以上の高齢者の「生活療養に要する費用」を特別医療費制度の対象として助成をすることは、適当でないとの判断をいたしております。

介護保険においても既に、在宅と施設における給付と負担の公平化が進められております。

この度の条例改正は、療養病床に入院する70歳以上の高齢者が負担することになる「生活療養に係る費用」について助成の対象外とするものであります。

特別医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、第1条では、「追加号」として助成除外費用を追加して、平成18年10月1日から同年10月31日まで1ヶ月間経過措置を設け、第2号を「削除号」として平成18年11月1日からは、所得に関わらず「生活療養に係る経費」を特別医療費の対象としないことといたしております。

なお、低所得者に対しては、保険制度の中で負担軽減が図られる制度が適用されま

す。以上で議案第134号の提案理由の説明を終わります。

次に第135号 大山町御来屋漁村センター条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

本案は、大山町御来屋漁村センター条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容としましては、現在条例第5条で使用料について規定し、別表により各室ごとの使用料を定めておりますが、これは営利を目的とした使用など漁村センターの設置目的以外の利用に供した場合の使用料について明記をしておりません。設置目的にあった使用と営利を目的とした目的外使用についてはその使用料に応分の差は必要であると考え、今後の使用に際し営利を目的とした場合の使用料について規定するため改正を行うものであります。以上で議案第135号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第136号 損害賠償の額を定めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、公務中の自動車事故による損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。損害賠償の額は、3万211円であります。

相手方は、鳥取県西伯郡大山町の女性で、事故の概要は、職員が平成18年7月20日町道中山口住吉線を西へ直進走行中、大山町赤坂1144番地先路上において、前方不注意で交差点に侵入してきた相手方の車両と、職員が運転する公用車が接触し、双方の車両の一部が破損したものであります。事故の処理方法は、示談であります。

以上で、議案第136号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第137号 平成18年度大山町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、普通交付税の額の決定、平成17年度からの繰越金の額の確定、7月の梅雨前線豪雨により発生しました農林水産施設災害及び公共土木施設災害復旧に係る事業費の新規計上、名和小学校統合校舎建設事業国庫補助金の額の追加、地方債の追加及び変更のほか、事業計画の変更等により、現時点での財政見通しに変更が生じたので、歳入歳出予算の過不足を調整するため、提案するものであります。

この補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、3億487万1,000円を追加し、歳出予算の総額を144億5,728万5,000円といたしております。

次に、第1表を歳入から各款をおってご説明申し上げます。

第30款地方特例交付金では、交付金の額の確定により、1,137万9,000円を減額いたしております。

第35款地方交付税では、普通交付税の額の確定により3,220万7,000円を減額いたしております。

第45款分担金及び負担金では、第5項分担金で274万3,000円を増額いたし

ておりますが、これは第30目農林水産業費分担金の新農業水利システムセミハード事業分担金であります

第50款使用料及び手数料では、第5項使用料で5,000円を増額いたしておりますが、これは第30目農林水産業費使用料の農道占用料であります。

第55款国庫支出金は、2億497万4,000円の増額であります。第5項国庫負担金では337万8,000円を減額しておりますが、この主なものは、第15目民生費国庫負担金の知的障害者保護費負担金350万円の減額であります。第10項国庫補助金では2億835万2,000円を増額いたしておりますが、この主なものは、第15目民生費国庫補助金の障害者地域生活支援事業補助金133万4,000円の増額、第50目教育費国庫補助金の名和小学校校舎建設事業補助金8,938万4,000円の増額、第60目災害復旧費国庫補助金の平田漁港災害復旧事業費補助金1,435万円、農地農業用施設災害復旧費補助金5,594万1,000円、公共土木施設災害復旧費補助金4,723万6,000円の新規計上によるものであります。

第60款県支出金は、2,962万3,000円の減額であります。第5項県負担金では、168万9,000円を減額いたしておりますが、この主なものは、県支援負担金175万円の減額によるものであります。第10項県補助金では、2,793万4,000円を減額いたしておりますが、これは、第10目総務費県補助金の市町村交付金で、大山スポーツ公園整備事業の財源の振替えによる3,558万3,000円の減額、第30目農林水産業費県補助金の新農業水利システム保全対策事業費補助金685万8,000円の増額、第50目教育費県補助金の運動部活動推進事業費補助金59万9,000円を調整したものであります。

第70款寄付金は、1,406万円の増額であります。これは、災害復旧事業に対する受益者からの一般寄付金であります。

第80款繰越金は、4,738万6,000円の増額をいたしております。

第85款諸収入は、961万2,000円の増額であります。これは、第25項雑入の第5目雑入で、火災により消失した仁王堂公園農産物直販施設火災保険金693万円の増額、地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金96万3,000円の減額、介護予防支援サービス計画費416万5,000円の増額を調整したものであります。

第90款町債は、9,930万円の増額であります。この主なものは、第5項町債で、第10目総務債の臨時財政対策債380万円の減額、減税補てん債430万円の増額、第30目農林水産業債で農免農道整備事業債140万円の増額、第50目教育債で大山スポーツ公園整備事業債3,450万円の増額、第60款災害復旧事業債で公共土木施設災害復旧事業債3,060万円及び農地農林施設災害復旧事業債3,230万円の新規計上を調整したものであります。

次に歳出の主なものについて、ご説明を申し上げます。

第10款総務費は、2,719万8,000円の増額であります。第5項総務管理費では、2,575万5,000円の増額であります。この主なものは、第1目一般管理費の町例規集加除代金不足による消耗品費320万円の増額、第2目文書広報費の押平、阿弥陀山集落に対する有線放送修繕補助金48万6,000円、第5目財産管理費の交通事故防止対策としての役場駐車場改修工事費436万円の増額、公共施設46施設の光ファイバー加入負担金48万3,000円の増額、第6目企画費の町誌編集委員等謝金84万円の増額、情報通信基盤整備工事設計監理等委託料200万2,000円の減額、新エネビジョン策定調査委託料154万3,000円の減額、情報通信基盤整備事業の中国電力及びNTTに対する共架柱使用料595万円の増額、中海テレビ放送出資金300万円の増額、第7目支所費の大山支所内水路管理道復元工事費157万5,000円の増額、第12目総務施設費の歳入でも申しあげました仁王堂公園農産物直販施設建設工事費693万円の増額であります。第10項徴税費の税務総務費では、144万3,000円の増額であります。この主なものは町税更正還付金106万円であります。

第15款民生費は、2,133万1,000円の増額であります。第5項社会福祉費2,110万円の増額の主なものは、第1目社会福祉総務費の出産育児一時金に係る国民健康保険特別会計繰出金100万円、第2目社会福祉施設費の保健福祉センターなわ法面復旧工事費157万5,000円の増額、第3目老人福祉費の地域包括支援センター委託料416万5,000円の増額、介護保険特別会計繰出金1,746万8,000円の増額、第7目障害者福祉費の障害者自立支援システム改修委託料200万円の増額、地域生活支援事業委託料207万5,000円の増額、精神障害者ホームヘルパー派遣事業補助金178万6,000円の減額、施設訓練支援費700万円の減額であります。

第20款衛生費は、288万円の増額であります。第5項保健衛生費161万円増額の主なものは、第3目環境衛生費の不法投棄廃棄物処理委託料152万9,000円であります。第10項清掃費127万円の増額の主なものは、第2目塵芥処理費の中山清掃センターごみクレーンバケット修繕料100万円であります。

第30款農林水産業費1,679万4,000円の増額であります。第5項農業費1,457万3,000円の増額の主なものは、第3目農業振興費の野菜価格安定対策負担金46万7,000円の増額、第5目農地費の別所地区、下甲地区等新農業水利システム保全対策工事費1,365万円の増額であります。第15項水産業費206万7,000円の増額の主なものは、第1目水産業振興費で、島根県から30代男性1人を受入るための漁村生活体験者滞在助成金60万円及び漁村生活体験者受入助成金30万円の増額、第4目漁港建設費の御来屋漁港埋立図面等作成業務委託料111万3,000円の増額であります。

第35款商工費は、302万8,000円の増額であります。この主なものは、第5

項商工費の第4目企業誘致費の高田工業団地排水路改修工事費249万円の増額であります。

第40款土木費は、665万2,000円の増額であります。第5項土木管理費221万7,000円の増額の主なものは、嘱託建築技師賃金185万1,000円の増額であります。第10項道路橋梁費160万円の増額の主なものは、第2目道路新設改良費で、事業量の変更に伴い町道高橋樋谷線道路改良工事費357万円の減額と町道報国羽田井線道路改良工事費300万円の増額を調整いたしますとともに、町道神原福尾線及び町道安原村内線改良工事に伴う電柱移転工事費90万円を増額いたしております。第25項住宅費283万5,000円の増額の主なものは、第1目住宅管理費で町営住宅220戸分の光ファイバー加入負担金231万円を増額したことによるものであります。

第45款消防費は、37万9,000円の増額であります。この増額の主なものは、第5項消防費、第3目消防施設費の中山分団用発電機29万2,000円の増額と樋口、宮内集落に対する消防施設整備費補助金30万円であります。

第50款教育費は、1,457万9,000円の増額であります。第5項教育総務費355万6,000円の増額の主なものは、第2目教育振興費で、マイクロバス運転手の人事異動に伴う大山西小、大山中学校スクールバス運行委託料234万6,000円の新規計上であります。第10項小学校費108万円の増額の主なものは、第1目学校管理費の中山小学校プール濾過装置等修繕料50万1,000円、第4目小学校建設費の名和小学校統合校舎建築確認申請手数料31万7,000円の増額であります。第15項中学校費963万6,000円の増額の主なものは、第1目学校管理費の大山中学校敷地排水路改修工事費836万4,000円の増額、第2目教育振興費の運動部活動推進事業補助金60万円の増額であります。第20項社会教育費49万7,000円の増額の主なものは、第5目文化財費で、来年度大山町で開催される重文民家の会全国大会に使用します登録文化財パンフレット作成のための印刷代金20万円の増額であります。第25項保健体育費19万円の減額の主なものは、第1目保健体育総務費のスポーツ大会出場・指導者講習会派遣補助金46万9,000円の増額、第2目体育施設費の大山運動広場整備工事設計委託料212万1,000円の減額、大山総合体育館スピーカ・水銀灯修繕料53万6,000円を調整したものであります。

第60款災害復旧費は、2億1,203万円の増額であります。第5項災害復旧費、第30目農林水産施設災害復旧費では、平田漁港災害復旧事業をはじめ、平成18年7月16日から7月18までの間、梅雨前線豪雨により被災いたしました農道・水路等農業用施設復旧工事費等1億3,133万3,000円を新規計上するものであります。第40目公共土木施設災害復旧費におきましても同様に、梅雨前線豪雨により被災いたしました大谷川災害復旧事業をはじめ、町道・河川等公共土木施設の復旧工事費等8,069万7,000円を、新規に計上いたしております。なお、災害状況につきま

しては、政務報告で申し上げたとおりであります。第2表地方債補正では、農地農林施設災害復旧事業債3,230万円、公共土木施設災害復旧事業債3,060万円を追加いたしますとともに、住民税等減税補てん債をはじめ、表中の各起債事業の限度額の変更を行っております。以上で、議案137号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第138号 平成18年度国民健康保険特別会計補正予算第2号の提案理由の説明をいたします。

既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1億4,582万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ21億8,256万6,000円とするものであります。

歳入から説明いたします。第15款国庫支出金1,733万8,000円の増は、一般高額療養費に対する負担金及び過年度分の療養費給付費負担金の追加交付であります。

第20款療養費給付費交付金42万7,000円の増は、退職者医療費交付金の過年度分の追加交付であります。

第25款県支出金69万4,000円の増は、一般高額療養費に対する県負担分であります。

第30款共同事業交付金1億2,576万2,000円の増は、今年10月から創設される新規事業の保険財政共同安定化事業交付金で、国保連合会から過去の実績等から試算された額を歳入として見込んでおります。

第45款繰入金100万円の増は、出産育児一時金の不足が見込まれるため、不足額150万円の3分の2を一般会計から繰入するものであります。

第50款繰越金60万2,000円の増は、前年度実績に伴う増額であります。

次に歳出についてご説明をいたします。

第5款総務費56万5,000円の増は、レセプト収納ファイルの購入費と大量のレセプトを個人情報保護の観点から、シュレッダーにかけ焼却処分するための、専用シュレッダーの備品購入費であります。

第10款保険給費1,142万円の増は、一般被保険者高額療養費及び出産育児一時金の不足額を増額するものであります。

第25款共同事業拠出金1億2,576万2,000円の増は、10月から創設されるレセプト1件当たり30万円以上の医療費について、互助事業として財源を共同でプールし、実際に発生した医療費に応じて交付し、保険料の平準化を図ることとしており、歳入と同額を計上いたしておりますが、歳出が歳入を上回れば調整交付金で交付されることとなります。

第90款予備費807万6,000円を計上し、不測の事態に備えるものであります。以上で議案第138号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第139号 平成18年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算第2号について提案理由の説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ775万1,000円を増額して、歳入歳出の総額をそれぞれ4億9,156万5,000円とするものであります。

歳入から説明をいたします。第30款繰越金775万1,000円を増額であります。

次に歳出について説明をいたします。第5款総務費775万1,000円の増は、大山診療所嘱託職員の宿日直手当の増額と大山ロリハビリセンターの医療事務に係る委託料の増額などであります。

以上で議案第139号の提案理由の説明を終わります。

議案第140号 平成18年度大山町介護保険特別会計補正予算第2号について、提案理由の説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,358万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億9,346万2,000円とするものであります。

この補正予算は、年度内の保険給付費の不足が見込まれるための増額と前年度実績に伴う国・県負担金及び介護保険料の還付金を増額補正するものであります。

歳入から説明いたします。第15款国庫支出金1,598万5,000円の増は、保険給付費の増額に伴うものであります。

第20款支払基金交付金1,835万4,000円の増は、保険給付費の増に伴うものであります。

第25款県支出金740万1,000円の増は、保険給付費の増額に伴うものであります。

第30款繰入金1,746万8,000円の増は、保険給付費の町負担分を一般会計から繰入れするものであります。

第35款繰越金437万8,000円増額して歳入、歳出を調整いたしております。次に歳出について説明いたします。

第10款保険給付費5,920万8,000円の増は、今後必要な介護サービス諸費、高額介護サービス等費を増額するものであります。

第20款財政安定化基金拠出金2万4,000円の増は、拠出金の額の確定によるものであります。

第25款公債費1,000円は鳥取県財政安定化基金借入れ償還金を増額するものであります。

第30款諸支出金435万2,000円の増は、第1号被保険者の死亡、転出等に伴う保険料還付金及び前年度実績により確定した介護給付費の国・県負担金返還金であります。以上で議案第140号の提案理由の説明を終わります

議案第141号 平成18年度大山町介護保険事業特別会計補正予算第1号について、提案理由の説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万3,000円を増額して、歳入歳出の総額をそれぞれ3,892万6,000円とするものであります。

歳入から説明をいたします。第15款繰越金10万3,000円の増額であります。第20款諸収入100万円の増は、施設介護サービスに係る雑入の増額であります。次に歳出についてご説明をいたします。

第10款サービス事業費540万2,000円の増は、大山診療所嘱託職員の宿日直手当の増額などによるものであります。

第15款予備費429万9,000円の減額であります。以上で議案第141号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第142号 平成18年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、事業の追加により増額補正をおこなうものであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,514万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億6,374万円とするものであります。第2条で地方債の変更をし、5,470万円追加し3億5,740万円とするものであります。補正内容について歳入から説明いたします。

第15款県支出金の3,030万円は農業集落排水事業補助金であります。

第30款繰越金の14万8,000円は額の確定により増額補正しております。

第40款町債の5,470万円の増額は、起債の借入増を見込んでおります。

次に歳出について説明いたします。

第5款事業費の8,514万8,000円の増額は、管路施設工事費の増額や事業費の増に伴う付帯事務費の増額が主なものであります。以上で議案第142号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第143号 平成18年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、繰越金の額の確定による追加と公共下水道事業の付帯事務費の変更補正するものであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7億4,193万4,000円とするものであります。補正内容について歳入から説明いたします。

第20款繰越金9万6,000円の追加は前年度の決算により増額しております。

次に歳出について説明いたします。

第5款事業費の9万6,000円の増額は、公共下水道の付帯事務費を再検討し増減調整しております。

以上で議案第143号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第144号 平成18年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額4,247万円に、歳入歳出それぞれ51万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,298万5,000円とする

ものであります。

補正内容について歳入から説明いたします。

第5款使用料45万2,000円の増額は、温泉使用料の増であります。

第10款繰越金45万2,000円の減額は、17年度決算の確定によるものであります。第15款諸収入51万5,000円の増額は、落雷被害保険給付金であります。次に歳出についてご説明いたします。

第5款温泉館費第5項温泉館運営費第1目温泉館運営費でございますが、需用費の内、備品等修繕料51万5,000円の増額であります。落雷被害による温泉揚湯ポンプ制御盤の修繕費であります。以上で議案第144号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第145号 本案は、平成18年度大山町索道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

内容は、収益的支出の索道事業費用のうち、索道運転費用の索道事業評価委託の費用に189万円、一般管理費の共済組合負担金に15万6,000円、附帯事業費用のうち、食堂営業費用の総係費に中の原スキーセンター事務所の警備委託料120万6,000円を増額したものであります。なお、これに伴う歳入の補正はございません。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第39 総務常任委員会の調査結果の報告について

○議長（鹿島 功君） 日程第39、総務常任委員会の調査結果の報告についてを議題にします。委員長の報告を求めます。総務常任委員長、沢田正己君。

○総務常任委員長（沢田 正己君） 総務常任委員会の調査報告書、これを朗読させていただきますが、この事業につきましては、副委員長の諸遊副委員長が一生懸命努力していただきまして、この計画が達成いたしましたことに厚くお礼申し上げたいと思います。またこの資料をまとめていただきました吉原議員にも、深く感謝を申し上げます。厚くお礼申し上げます。

そういたしますと、朗読いたします。大山町議会議長 鹿島 功様、平成18年9月14日、総務常任委員長 沢田正己でございます。

総務委員会は、委員7名と企画情報課長の計8名で、これからの大山町活性化への道を求めるべく、九州方面を7月5日から7日まで調査した、下記のとおり報告いたします。

記、1. 佐賀県吉野ヶ里町「遺跡を核としたまちづくり」、(1) 町の概要、吉野ヶ里町は、平成18年3月1日に三田川町と東背振村との合併により出来た町であり、人口約1万6,000人、世帯数5,428、面積約44k㎡で、佐賀県東部に位置している。

背振山地と佐賀平野から成り、吉野ヶ里遺跡を核としているが、現在47社の企業誘致がなされており、商業の町の一面も見られます。

遺跡に程近い三田川庁舎を訪問し、町長と副議長、関係職員3名、計5名の方との意見交換、またこれまでの遺跡に関する取り組み、現在の課題等について率直な話を聞かせていただく事が出来ました。

(2) 吉野ヶ里遺跡の歩み、平成元年2月、工業団地造成工事のため、佐賀県土地開発公社が買収した地内で、邪馬台国時代の「クニ」発見の全国報道、平成3年5月国の史跡指定、平成4年4月吉野ヶ里・・・

○議長（鹿島 功君） 委員長、報告の途中ですけれど、休憩いたします。

午後2時16分 休憩

午後2時17分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。

○総務常任委員長（沢田 正己君） ただいま局長の方から指摘をうけて、吉野ヶ里町ということでございますので改めて訂正させていただきます。

平成7年3月『吉野ヶ里地域づくり実行計画書』策定、土地区画整理、商業ゾーンの形成、駅舎改築等、平成13年4月吉野ヶ里歴史公園第1期開園、公園全体117ヘク（国営54ヘク・県営63ヘク）、一部開園47ヘク（国営16ヘク・県営31ヘク）、平成18年4月公園開園面積59ヘク（国営28ヘク・県営31ヘク）、現在70棟以上の建物が復元されている。

以上の経過の中で、町として観光キャンペーン活動を実施している。観光宣伝隊（町長・議長・商工会長・議員・商工会職員・行政職員・佐賀キャンペーンレディー・ミス卑弥呼）・・・

○議長（鹿島 功君） 暫時休憩いたします。委員長、かいつまんでお願いしたいと思いますが。

午後2時20分 休憩

午後2時21分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。

○総務常任委員長（沢田 正己君） による9県10市の表敬訪問等も行なっている。

また、平成10年から遺跡にちなんだ行事、例えば『吉野ヶ里炎まつり』等を開催しており、年間45万人の観光客が訪れる。

(3) これからの課題、町長からの聞き取りですが、①公園周辺の景観と国道、県道の整備を考慮に入れた土地利用計画の見直しが必要である。景観については町で景観形成指針を作成しており、高さ・面積・色について基準を設けており、各方面にお願いしているという状況です。②多様化する観光ニーズに対して事業内容のより一層の充実を図りたいが、国営施設であるがゆえに縛りが多く、専門家対象の教育的要素だと。行事が組みにくく、地域住民が心から誇りに思う施設になっているかと言うと、

率直に言って疑問があるということである。

(4) 妻木晩田遺跡との比較検討、我が町は、大山町の妻木晩田遺跡は、面積は吉野ヶ里を超える152ヘーバーで国内最大級である。またおよそ900棟の住居建物跡、30基以上の墳丘墓の跡は、他に類を見ない。地形は丘陵の尾根の上にあるが、手付かすの自然環境に恵まれている。

吉野ヶ里は平地のため、周辺はすっかり商業施設に囲まれ、民家が立ち並び、遊歩道からも民家や道路が見え、古代に思いをはせるには程遠いムードである。だが、国史跡のため復元された建物群は立派な物で、古代の「ムラ」が忠実に再現されている。またその中には、人形を置いて、祈祷の様子やムラ長の会議の様子等が良く判るようになっていて、弥生のムラの生活が手に取るように判り、これ以上の物は無いような感じがする。

しかし、訪れた人が想像力を働かす余地は無く、妻木晩田においては、ただ単純に資料館を作った遺跡を復元するばかりでなく、周囲の風景を大切に、古代の風「ロマン」をより強く感じさせる公園化の方向へ向いた方が良いかと思われまます。

吉野ヶ里の今の状況を踏まえ、手付かすの自然を守り、地域住民も観光客も共に癒される施設の行事を目指していると提言する。すでに弥生のムラの復元、日本の南に出来ているのだから、吉野ヶ里と違う方向を見出す方が賢明ではないかと考える。

次2番目でございますが、熊本県阿蘇村『阿蘇薬草園ハーブの里』、概要ですが、阿蘇の裾野登山道、赤水線沿いに位置し、古来薬草の種類豊富で、自然環境の豊かな所である。面積は約8ヘクタールで、600種以上の薬草・草木・ハーブ等栽培している。すべて無農薬による自然農法である。

2、特長、東洋医学研究家女性講師による薬草教室〈1人300円〉があり、身近にある薬草を使った秘伝の健康法を学ぶ事が出来る。売店には国内で採れた様々な薬草で調合された各種効能のある薬草茶手作りの健康食品が手ごろな値段で販売されている。

また、古代薬膳炭火焼料理、薬膳地鶏、これ鶏ですがコース1,500円、薬膳肥後牛コース2,500円・ダイエットコース2,000円等、炭火を囲んで自分で焼いて食べる施設もあり、平日ではあったが賑わっていた。小鉢料理は食べ放題でアジサイの花がてんぷらで出て来たことには驚かされた。

また韓国の方のツアーの客が10人位、薬草園見学に来られていて阿蘇山周辺の観光ガイド標識には韓国語が併記されており、その他の施設でも中国語が書かれているところを見ると、観光のターゲットを韓国・台湾の方へ向けているようである。

3大山町の課題、この薬草園は私的な物であり、まだまだ施設整備等に改良の余地を残しているが、独特の世界を醸し出しており、阿蘇山観光の一翼を担っている事は確かである。我が町においても、大山・妻木晩田遺跡の周辺にこのような薬草園が開設されれば、現代の健康志向を受けて、心と体が癒される究極の施設として集客の一

助になると考える。以上でございます。

私特に、一般質問で大山町の観光施設の、それに伴って阿蘇山にも行って同じ観光施設にもこういうケーブルで上がる施設があるんだよということを皆さんで確認してですな、これはもちろん報告してないもんですから、いらんことを申し上げるようでございますけれど、阿蘇にもああいう施設があるんだと、観光施設にもこういうもんがあるんだということの一つ付け加えてさしていただきたいと思います。どうも大変失礼しました。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 0 分 休憩

午後 2 時 4 0 分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。ただいまの委員長報告に対して質疑があれば受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） これで、総務常任委員会の調査結果の報告を終わります。

日程第 4 0 教育民生常任委員会の調査結果の報告について

○議長（鹿島 功君） 日程第 4 0、教育民生常任委員会の調査結果の報告についてを議題にします。委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長、野口俊明君。

○教育民生常任委員長（野口 俊明君） 教育民生常任委員会の視察調査につきまして報告いたします。

概要といたしましては、先の議会だよりに載せておりますが、重複すると思えますけれど、少しだけ朗読いたします。期間といたしましては、7月5日より7月7日まで、場所は、沖縄県嘉手納町・恩納村・読谷村に行っております。参加者といたしましては、教育民生常任委員会全員7名と事務局より計8名で視察しております。

調査目的につきましては、沖縄県嘉手納町は、87年沖縄県海邦国体でソフトボールの会場となった町だが、85年わかとり国体で同種目の会場町となった旧大山町と当時、開催ノウハウの情報交換等を行ったことから交流が始まり、以後20年間相互交流が行われている。現在は、夏は大山の小学生が嘉手納へ、冬は嘉手納の小学生が大山へと、小学生を主体とした相互交流が継続的に行われているが、以前は町職員の人事交流もあった。

今回、大山・名和・中山の3町が合併したこともあり、また、従前より大山町から嘉手納町へ町議会議員が公式に訪問する機会が少なかったこともあり、改めて、嘉手納町を訪れ交流の状況を垣間見るとともに、教育民生分野における同町の先進施策を調査研究することとした。

また、嘉手納町と同じ沖縄県中頭地区で、嘉手納町と隣接する読谷村、恩納村につ

いても、大山・嘉手納交流に関連し、非公式ながら交流のある自治体でもあり、合わせて視察調査することといたしました。

嘉手納町の概要といたしましては、アメリカ空軍基地の町として知られ、約15 km²の町域の8割を基地が占有し、残された区域に人口約1万4,000人が密集しています。航空機の騒音をはじめとする基地問題に悩み、「沖縄の縮図」とも言われております。

開発や産業を育む土地が皆無であることから、町財政も基地依存にならざるを得ず、歳入では基地関連の交付金・補助金を中心に依存財源が8割近くを占め、町税収入は1割強に過ぎません。

向こうの説明をいただきましたのは、教育委員会事務局奥間部長、保健部の照屋部長、その他議会事務局関係とたくさんの方が説明していただきました。

ここの視察内容としては、人材育成事業、子育て支援センター、学童保育等をしておりますが、これはまあ読んでいただきたいと思います。と思っております。

続きまして、読谷村でございます。沖縄本島中部西方に位置する。面積35 km²、人口約3万8,000人。昭和18年に旧日本軍によって強制接収され、戦後も引き続き米軍基地となった255ヘクタールの広大な読谷飛行場に、現在は行政センター地区や亜熱帯先進集団農業地区等を配し、21世紀に向けた村づくりの拠点地域として整備が進められております。

村内23の行政区活動を先端行政と位置付け、その自主性・主体性を尊重し、地域コミュニティ活動への助成を行う。定例区長会を月2回開催し、行政事務の連絡、地域の要望聴取等を行っています。説明につきましては、池原助役、高山福祉課長他事務局等たくさんの方に出ていただきました。

内容といたしましては、ここに書いております、ゆいまーる共生事業を主体に視察をしてまいりました。

続きまして恩納村でございます。リゾートホテル等の観光関連が基幹産業になっております。農林水産業の強化や村民と観光客が交流する体験学習やエコツーリズム、グリーンツーリズムなどの体験型観光の多様化に向けた条件整備が進められています。恩納村では自主視察の計画をしておりましたが、国体の縁で大山町の職員と交流のある恩納村役場の中村税務課長が農水産物販売センターなかゆいと博物館の建設を担当されたということで、案内と説明をしていただきました。

視察場所といたしましては、農水産物販売センターなかゆい、そして博物館、もう一カ所海ぶどうに関連する養殖施設等も視察させていただいております。

まとめといたしまして、各町村の事業は、いずれも先進事例として学ぶべき点が多いことはもちろんだが、施策の背景に、基地の影響も伺える他、本土とは異なる沖縄独自の文化・伝統も感じられました。大山町に活かせる内容を精査し、提言していきたいと思っております。

嘉手納町との交流は、大山町の子どもたちが、平和の大切さを考えながら、有意義な体験を通じ、さらに成長する絶好の機会であり、維持継続すべきものと我々委員会、確認をいたして話をしております。以上、報告を終わります。

○議長（鹿島 功君） ただいまの委員長報告に対して質疑があれば受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） これで、教育民生常任委員会の調査結果の報告を終わります。

日程第４１ 経済建設常任委員会の調査結果の報告について

○議長（鹿島 功君） 日程第４１、経済建設常任委員会の調査結果の報告についてを議題にします。委員長の報告を求めます。経済建設常任委員長、小原力三君。

○経済建設常任委員長（小原 力三君） 経済建設常任委員会の調査報告をいたします。

調査地は、大分県日田市大山町でございます。「ひびきの郷」でございます。それと大分県大分市大分県漁協佐賀関支店でございます。調査日時は、平成１８年６月２６日から２８日の３日間でございます。参加者は、常任委員会７名と小谷事務局長でございます。調査の目的でございます。大山町総合計画の大きな柱である「恵みの里構想」では、販売、あるいは情報発信の拠点作りが極めて重要であります。また、大山ブランドづくりも欠かせないものと位置づけております。そこで、先進地であり、旧来からの付き合いのある上記の場所の調査研究をいたしました。

調査の概要でございます。ひびきの郷、観光交流事業、合併をして現在は日田市となった旧大山町は、人口３，９００人の小さな町であります。しかし、半径１時間のエリア内には、福岡県をはじめとする７５０万の人口を抱えており、田舎でありながら都市生活者となつたりをつながりを持つ町でもあります。

そうした中で、平成１０年に株式会社「大山夢工房」を設立、「ひびきの郷」は、その１施設として平成１４年に設立されました。現在、株主は３０６名で、社長は元大山町長の三笹さんでありました。その幹部には、合併と同時に退職された元町職員もおられました。広い続き棟に私たちの泊まった宿「あさもや」はありました。自慢のお風呂とふるさとの食材を使った会席料理。特に次から次と出てくる料理は、接客の良さもあいまって、とても気持ちのよいものでした。こころの洗濯、あるいは、自然とのふれあい体験の空間として、これからも、発展する予感がいたしました。平成１７年の立ち寄り客は、６５万人と聞いております。客単価約１，０００円。増客も考えながら、もう少し高級なもので客単価を上げる努力をしておられます。

大分県知事であった平松氏の一村一品運動から梅にこだわった販売を続けており、ひびきの郷に隣接したリキュール工場も持っておられます。近々、梅で作ったリキュールを記者クラブの方に試飲させた上で、高級梅酒というブランド作りのために、イタリヤでデザインしてもらったビンに詰め、ボルドーのワインフェスティバルで発表

するそうでございます。その他に、あの手、この手を考えておられるようでございます。

次に、大分県漁港佐賀関支店「関さば」「関あじ」ブランド化の取り組みについてでございます。

旧佐賀関町は人口1万2,500人、海岸線はリアス式海岸で10カ所の第一種漁港をはじめ、多数の天然の好漁港を有する町でございます。

平成14年4月1日、県下27組合の合併により大分県漁協佐賀関支店となりました。佐賀関支店は、組合員762名、准組合員を含んでおります。水揚げ高は約11億4,000万円で、ちなみに御来屋支所は、組合員75名、水揚げ高は約3億5,000万円となっています。

平成元年から「関さば」「関あじ」のブランド化を目指し、全国キャンペーンを4年間続け、その上商標登録までさらに4年かけてようやく認可にこぎつけられたそうでございます。「関さば」「関あじ」は速吸の瀬戸で、しかも一本釣りで獲れた活魚であることと、そして手で持ってはかりに乗せて重さをはかると魚が痛みやすくなるので、買取方法は「面買い」といって、魚の姿をみながら経験と勘で、量と質をみて買う方法をとっています。

このように、「おいしい魚は、人が作る」の精神で様々な工夫と労力を惜しまず、魚を丁寧に扱い、漁場も大事にし、熱心に仕事をする。このような苦労を重ねながら、ブランド化にこぎ着けたそうであります。全国のブランド化運動の中でも、魚種としては「あじ」が1番多く、他のブランドと一線をひくために「関さば」「関あじ」のタグを付けたり、シールを貼る。そして、特約店制度（看板を設置）といった様々な工夫をしています。

しかしながら、近年、漁業者の高齢化や、巻き網船団・遊漁船による乱獲被害などで水揚げ高は、最盛期の半分となっております。

検討課題といたしまして、拠点作りとブランド化には、相当な時間と労力が必要と考えられます。そして成功する要因として、誇れる商品、立地条件、物語、時代の流れに沿っているか等、様々なものがあります。幸い、我が町は県下でもバランスのとれた産業、そして「大山」を中心とした手付かずの自然、人情、どこにも負けない素材が眠っています。

私たちの町に足りないのは、この素材や要因を組み合わせ、切り捨て、緻密で先見性のある作戦を立てる人、自信を持って推し進める人、心血を注げる人、能力を引き出せる人。このような人材の確保また、その育成が不可欠ではないかと思われま。

最後に一言。ブランドは人が作る。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） ただいまの委員長の報告に対して質疑があれば受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） これで、経済建設常任委員会の調査報告を終わります。

散会報告

○議長（鹿島 功君） 以上で、本日の日程は終了しました。次会は、明日、15日に会議を開きますので、9時30分までに本議場に集合してください。本日は、これで散会します。

午後2時55分 散会